

国連婦人の地位委員会
第十七回会議報告書

63

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は1962年3月11日から3月29日までニューヨークの国連本部で開催された婦人の地位委員会第17回会議の討議と成果を知るために、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/3749-E/CN.6/413)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会であり、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模でおこない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年経済社会理事会は、15カ国の委員をもつて構成(任期3年、毎年5カ国改選)する委員会の設置を決定、1947年第1回会議が開かれた。その後委員国数を1951年に3カ国、1961年にさらに3カ国追加し、現在は21カ国の構成となつている。

わが国としては1950年の第4回会議に非公式オブザーバーとして、数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、委員会の事業に多大の関心を払つてきた。そして1956年末の日本の国連参加を機として、翌年5月におこなわれた委員国の改選によつて委員国にえられ、任期3年を経て、さらに1960年4月再選、引続き委員国となつた。この間、日本代表として谷野婦人少年局長が委員の任に当つている。

なお、同委員会報告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、日本は1955年4月に署名、6月に批准して、第22番目の批准国となつた。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に、この資料が参考になれば幸である。

1963年11月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

婦人の地位委員会第17回会議報告書 1

第1章 会議の構成 1

開会と期間 1

出席者 1

役員選挙 5

委員会 6

会議、決議および文書 6

議事日程 6

第2章 婦人の政治的権利 8

婦人の政治的権利の分野に

おける進歩；婦人参政権条

約の加盟国による実施状況

；非自治領における婦人の

地位 8

決議1(XVI) 10

決議2(XVI) 11

婦人の市民教育および政

治教育に関するパンフレ

ット 12

決議3(XVI) 16

第3章 婦人の教育の機会 17

決議4(XVI) 20

決議5(XVI) 22

決議6(XVI) 24

第4章 婦人の経済的権利と経済的機会 25

婦人の雇用に関係あるILO

の活動 25

決議 7 (XVI)	30
おもな専門的・技術的職業 分野における婦人の訓練と 雇用の機会	31
決議 8 (XVI)	34
退職年金および年金受給権	35
決議 9 (XVI)	38
第 5 章 人権の分野における助言サー ビスおよび後進国における婦 人の進歩のための国連援助	39
決議 10 (XVI)	43
決議 11 (XVI)	45
決議 12 (XVI)	46
第 6 章 私法上の婦人の地位	47
決議 13 (XVI)	52
第 7 章 結婚婦人の国籍	53
第 8 章 少勲者の差別防止および保護 に関する小委員会第 15 回会 議 (1963 年) に出席した 婦人の地位委員会代表の報告	54
第 9 章 全米婦人委員会の報告	55
第 10 章 通 信	56
第 11 章 委員会事業総覧・事業計画の 検討と優先審議事項の設定・ 文書作成の統制と制限	57
第 12 章 次回会議の開催地	63
第 13 章 報告書の採択	64
第 14 章 経済社会理事会の採択を求め る決議案	65

付 録

I 婦人の地位委員会第 17 回会議に おいて審議された文書一覧	72
II 婦人の地位委員会第 17 回会議に おいて行なわれた諸決定の財政措 置	78

第1章 会議の構成

開会と期間

1. 婦人の地位委員会は、国連本部において第17回会議を開催した。会期は1963年3月11日に始まり、3月29日に終了した。
2. 会議は、第16回会議の議長ゾフィア・デンビンスカ夫人（ポーランド）によって開会された。（第386次会议）。

出席者

3. 会議出席者は次のとおりである。

アルゼンティン	エステル・ゼンボレイン・デ・トレス・ドガン夫人 フロレンシオ・メンデス氏（顧問）
オーストラリア	エダ・ノリス夫人 ピーター・C.J.カーティス氏（顧問）
中 国	チュシェン・イエ・シェン夫人 シェンチャイ・フアン氏（顧問）
コロンビア	アナカルシス・カルドナ・デ・サローニア夫人 クララ・ニューート・デ・ボンセ・デ・レオン夫人（代理）
チェコスロヴァキア	ヘレナ・レフレロヴァ夫人 フーベルト・ファクリク氏（代理） アソナ・ソボゴヴァ夫人（顧問）
フィンランド	ヘルヴィ・シビレ夫人 クラウス・テルヌッド氏（顧問）
フランス	マリー・エレーヌ・ルフォシュ夫人 ミシェル・コンバル氏（代理）
ガーナ	アニー・R. ジャッジ夫人 アモン・ニコイ夫人（代理）
インドネシア	ニンダル・スルビ・サトロディレジョ女史

	タン・ピアン・キット氏(代理)
	E.H. ローレンス女史(顧問)
日 本	谷野せつ夫人
	沢井昭之氏(代理)
	服部万紗女史(顧問)
メキシコ	マリア・ラヴァルレ・ウルピナ女史
	アリシア・メリノ女史(代理)
	ファグィエル・クレーニョ・ペレス氏(顧問)
オランダ	J.C.H.H.ド・フィント女史
	H.Th. シャップヴェルト氏(代理)
ペルー	エグア・マリア・ロバートソン・デ・オタイツァ夫人
フィリピン	ヘレナ・Z・ベニテツ女史
	ルニデス・バレデス・サン・ディエーゴ夫人(代理)
	リリー・T. ガリンド夫人(顧問)
ポーランド	ソフィア・デンビンスカ夫人
シエラ・レオネ	ラティ・ハイドフォスター夫人
スペイン	カルメン・サリナス女史
	マリア・グィクトリア・エイロア女史(代理)
ソ 連	Z.V. ミロノワ夫人
	V.I. カスタルスカヤ夫人(顧問)
アラブ連合	アツィザ・フセイン夫人
	アブデルモネム・ゴネイム氏(顧問)
英 国	ジョーン・グィカーズ女史
	H.P.L. アトリー氏(顧問)
アメリカ	グラディス・アグリ・ティレット夫人
	ラシェル・C. ネイソン夫人(顧問)
	アリス・モリソン夫人(顧問)
	オ ブ ザ ー パ ー
カナダ	ジャック・ロビショー氏

ドミニカ共和国	カルメン・ナターリア・マルティネス・ボニラ女史
ギニア	ジャンヌ・マルタン夫人
	サフィアト・マトー夫人
	カディアト・ディアロ夫人
	ロゼモンド・フッカル夫人
ハンガリー	ティボー・アラニェイ氏
イラン	ホマ・グァキル夫人
	ヤルシャタル夫人
セネガル	ニャーニャ・ディオブ夫人
	専 門 機 関
食糧農業機関	J.L. オー氏
国際労働機関	エリザベス・M. ジョーンストン夫人
	L.H. セゴヴィア氏
国連教育科学文化機関	ニコル・フリーデリヒ女史
世界保健機関	シルヴィア・ミーガー夫人

政 府 間 団 体 (註1)

全米婦人委員会	ガブリエラ・ベラエス・デ・エシュグリー女史
(註1) 経済社会理事会決議4 B (IV) B 部第7 節による。	

非 政 府 団 体

A 群

国際自由労連	マルセル・デヘリング女史
	レオナ・グレーグス夫人
	ベシー・ヒルマン夫人
	アン・ドレーバー女史
	クララ・アレン夫人
	キャロリン・デグイス夫人
国際キリスト教労連	ジェラルド・ソーマン氏

世界分連	ラモン・イララメンディ氏
世界国際連合協会	フィリップ・M. コネリー氏
	オリヴァー・ウィーラジング夫人
	ヒルデガルド・ヴォーレエゲノル夫人
	B 群
国際問題教会委員会	エステル・ハイマー夫人
	ヨセフ・シドム夫人
ユダヤ人団体調整委員会	ヘレネ・B. カバネ夫人
フレンド世界諮問委員会	ナンシー・スメドレー夫人
国際婦人同盟	アンネ・グートリー女史
	フレイダ・S. ミラー夫人
	フランセス・A. ドイル夫人
国際カトリック慈善団体協議会	ルイス・C. ロンガルツォ氏
国際婦人協議会	メアリー・クレイグ・シュラー夫人
	ロザリオ・オルティス・デ・ツェグアロス女史
国際有職婦人クラブ連合会	グェーラ・キャンベル夫人
	アデラ・グロンドーナ女史
	エステル・W. ハイマー夫人
	イザベル・メンジース女史
国際大学婦人協会	アルテア・K. ホッテル夫人
	アンナリーサ・シシハリニー女史
国際婦人法律家協会	ローゼ・ホルン・ヒルシュマン夫人
	ドリー・リー・バトラ女史
	ロイス・F. フォラー夫人
	キャサリン・アナグノスト女史
国際人権連盟	ヒルデガルド・ヴォーレエゲノル夫人
	クラウディア・ラヴェンシュタイン夫人
国際家族団体連合会	エリザベス・S. コリンズ夫人
赤十字社連盟	ジョン・W. シェパード夫人

汎太平洋東南アジア婦人協会	ジャネット・ジェンシング夫人
	A. デイ・ブラドレイ夫人
	クインシー・ライト夫人
	ウィントロップ・ムンヤン夫人
婦人国際平和自由連盟	エルジー・ビコン夫人
世界カトリック女子青年少女連盟	ビーター・J. カス夫人
世界カトリック婦人団体連盟	キャサリン・シェファール女史
	アルバ・ツイツァミア女史
世界YWCA	アーサス・フォレスト・アンダースン夫人
	ジェームズ・フォルシス夫人
	ロビンス・ストロング夫人
	登 録 団 体
国際社会民主主義婦人協議会	シモヌ・マクドナルド夫人
国際人道主義倫理同盟	ウォルター・M. ヴァイス夫人
国際ソボトミスト協会	ドーナ・S. レグイス夫人
	ドロシー・フロスト女史
世界ガールガイド・ガールスカウト協会	エドワード・F. ジョンソン夫人
	ジョン・J. カーニー夫人
世界精神衛生連盟	マイアー・コーエン夫人

4. 総会事務次長兼官房長C. V. ナラシマン氏と婦人の地位課長マーガレット・K. ブルース夫人が事務総長代理として会議に出席した。ビラー・サンタンダーダウニング夫人が委員会書記をつとめた。

役 員 選 挙

5. 委員会は1963年3月11日、第386次会議において、次の役員を全会一致で選出した。

議 長 マリア・ラヴァルレ・ウルビナ女史(メキシコ)
第1副議長 ヘレナ・Z. ベニテツ女史(フィリピン)

第2 副議長 ヘルグイ・シビル夫人(フィンランド)

記 録 係 アツイザ・フセイン夫人(アラブ連合)

委 員 会

6. 委員会は第389次会議において、次の二つの分科委員会を設置した。

決議委員会——フランス、ガーナ、ソ連、英国およびアメリカの代表によつて構成。

通信委員会——チェコスロヴァキア、日本、オランダ、ペルーおよびシエラ・レオネの代表によつて構成。

会議、決議および文書

7. 委員会は26回の本会議を開催した。これらの会議でのべられた意見は、第386次から第411次にわたる会議記録に要録してある。

8. 委員会の決議と決定は、関係議題の項に含まれている。経済社会理事会の審議にかかるべき決議案は、本報告書第14章に一括別記してある。

9. 委員会第17回会議に提出された文書は、本報告書付録Iに一覧として記載してある。

10. 第17回会議中に委員会は、実施上予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長がのべた財政措置の説明に注目した。委員会が採択した提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が、本報告書の付録IIに記載してある。

議 事 日 程

11. 委員会は第386次会議において議事日程を審議した。委員会にはそれまでに事務総長が第16回会議の議長と協議して作成した仮議題(E/CN.6/404とAdd.1)が提出されていた。

12. 委員会は、議長が示唆した、仮議題中数か所の変更を全会一致で承認した。

13. 委員会が採択した最終議題(E/CN.6/404/Rev.1)は、次のとおりである。

1. 役員選挙

2. 議事日程の採択

3. 婦人の政治的権利

(A) 婦人の政治的権利の分野における進歩

(B) 婦人参政権条約(1952年12月20日の総会決議640(VII))加盟国の条約実施状況

(C) 「婦人の市民教育および政治教育」に関するパンフレット

(D) 非自治領における婦人の地位

4. 婦人の教育の機会

(A) 婦人にとくに関係あるユネスコの活動

(B) 農村地域の婦人の教育

5. 婦人の経済的権利と経済的機会

(A) 婦人の雇用に関係あるILOの活動

(B) おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会

(C) 退職年金および年金受給権

6. 人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助

7. 私法上の婦人の地位

(A) 結婚の承諾・最低年齢および結婚の登録に関する報告案

(B) 婚姻解消・婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果

8. 結婚婦人の国籍

9. 少数者の差別防止および保護に関する小委員会第15回会議(1963年)および人権委員会第18回会議(1962年)に出席した婦人の地位委員会代表の報告

10. 全米婦人委員会の報告

11. 婦人の地位に関する通信

12. 委員会事業総覧・事業計画の検討と優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限

13. 委員会第17回会議の報告

第2章 婦人の政治的権利

14. 委員会は第387次会議から第391次会議までと第398、第401、第407次会議において、議題3についての審議を行なった。提出された文書は、婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長覚書(4/5153)、婦人参政権条約の加盟国による実施状況に関する事務総長追加報告(E/CN.6/36Q/Add.2)、¹⁾「婦人の市民教育と政治教育」に関するパンフレット改訂草案とそれに伴う財政措置の説明を内容とする事務総長覚書(E/CN.6/6405とAdd.1-3)、および非自治領における婦人の地位に関する情報を内容とする事務総長報告(E/CN.6/406)である。

15. 諮問的地位にある非政府団体の意見書が、国際自由労連(E/CN.6/10Q/140)と国際大学婦人協会(E/CN.6/10Q/134)、から提出された。討論の間に、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会および世界カトリック女子青年少女連盟のオブザーバーから口頭による意見発表があつた。

16. 委員会は、この議題の(a)、(b)および(d)項をいつしよに審議し、(c)項を別個にとり上げることとを決定した。

婦人の政治的権利の分野における進歩

婦人参政権条約の加盟国による実施状況

非自治領における婦人の地位

17. 国連第17回総会において配布された、婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長覚書は、1962年6月1日現在、婦人が男子と同等の立場であらゆる選挙に投票しまた選挙される権利を与えられている国が96カ国、婦人の選挙権または被選挙権について男子にはない資格制限を設けている国が8カ国、また、婦人が選挙権・被選挙権とも持たない国が9カ国あることを示している。

18. 討論中にイランのオブザーバーから、1963年3月3日の法令によつてイランの婦人は初めて男子と同等の条件で両議院の選挙権・被選挙権を認められたと報告があつた。また、モナコでも最近婦人が選挙権を与えられたことが注目された。

19. 委員たちは、とくに近年婦人の政治的権利の分野において達成された大きな進歩を満足をもつて注目した。しかし若干の委員は、これらのよるこばしい進歩にもかかわらず、婦人が完全

な政治的権利を持たない国が若干あることを遺憾とし、このような状態が早急に改善されることを希望した。毎年、憲法・選挙法および婦人の政治的権利に関係あるその他の法的措置に関する年次覚書が総会に配付されるが、もし、その後に入手される新たな情報によつて報告書が作られ、婦人の地位委員会に提供されるならば委員会にとつて有益であらうと示唆された。

20. 数人の委員が、委員会はその事業の新局面にはいつており、今や事業の重点は婦人の獲得した政治的権利の実行と有効な行使の問題に移されるべきであるとの意見をのべた。教育の重要性がこれに関連して強調された。また、文盲率の高い国々において、文盲者の数は概して男よりも女に多いこと、したがつて、文盲の根絶が婦人の政治的権利の行使に非常に重要であることが指摘された。婦人が政治的権利を確保し、またその得た権利を自由に完全に行使するよう全世界の民間団体がその援助のために果たした極めて重要な役割が認められた。委員会はこれら団体の事業を励ますべきであると強調された。若干の代表は、数多くの新しく結成されつつある婦人団体が、国際問題、とくに平和の維持と軍縮の問題にますます強い関心を示している事実注意到喚起した。この問題は、1962年中に国際連合の外で開かれた種々の国際的な婦人の会議で討議された。1人の代表が、婦人団体は人口過剰問題の解決として家族計画に関心をもつべきであるとのべた。

21. 婦人参政権条約の加盟国が39カ国になつたことに満足の意が表されたが、若干の委員はその数がこれだけしかないのは遺憾であるとのべた。当条約加盟国の条約実施状況に関する追加報告書(E/CN.6/36Q/Add.2)は、若干の加盟国政府が婦人の公的生活参加について提供した情報と関係法律の制定に関する情報を含んでいることが注目された。条約加盟国以外の関連加盟国に対しても当条約の諸原則にそつてそれぞれの国が行なつた措置に関する情報を提供しよう要請してはどうかとの意見が出された。また、婦人の公的生活参加の実情に関する詳しい情報として、次のような統計資料を収集してはどうかと示唆された。その資料とは、たとえば、国会や地方政府機関に選出された婦人の数、指導的地位をしめる婦人の数、政府の要職にある婦人、もしくは外交官としての実務習得中の婦人の数、婦人が権利を擁護する場であり、また高い公職に就くために必要な経験を身につける場でもあるところの組織政党および労働組合における婦人の数、等である。

22. 非自治領における婦人の地位の改善について、数人の代表は進歩の速度はまだ非常に遅いとのべたが、2年前にこの問題に関する情報を含む事務総長報告書が出されてから若干の進歩がみられることが注目された。植民地およびその人民に対する独立供与宣言(総会決議1514(XV))が完全に履行されれば、事情は好転するであらうとの意見がのべられた。国連のしかる

べき諸機関に対して、これらの地域における婦人の地位の改善を確実にする方法について検討するようよびかけてはどうかとの意見が出された。1人の代表は、自国政府の統治下にある地域ではかなりの進歩があつたことをのべた。若干の代表は、今後の事務総長報告書には、婦人の現状のみならず、婦人に男子と平等の権利を与えるために統治国が実施中の措置についての情報も入れてはどうかと示唆した。

23. 討論の過程において、4人の代表が中華人民共和国が委員会に代表を送っていないのは遺憾であるとのべた。2人の代表が、委員を決定するのは経済社会理事会であつて、婦人の地位委員会ではないのであるから、この件は委員会が討議すべき問題ではないとのべた。

決 議 案 の 審 議

24. 婦人の政治的権利に関する決議案(E/CN.6/L.365)がポーランドから提出された。この決議案は、すべての国の政府に対し、とくに次の事項に関する統計資料を2年めごとに事務総長に提出するよう要請することを提案するものである。すなわち、国会に選出された婦人の数、地方議会に選出された婦人の数、行政機関の要職にある婦人の数、政党に加入する婦人の数、労働組合に加入する婦人の数、および民間団体に加入する婦人の数。

25. この決議案はその後改訂され、改訂決議案(E/CN.6/L.365/Rev.1)がアルゼンティン、オーストラリア、コロンビア、インドネシア、メキシコ、ペルー、ポーランド、アラブ連合および米国の共同提案によつて提出された。1963年3月21日、第401次会議において、委員会は改正決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

1 (XVII) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、次の決議案の採択を要請する。

(第14章、決議案I参照)

26. 婦人の政治的権利に関する第2の決議案がチェコスロヴァキアから提出された(E/CN.6/L.366)。この決議案の前文第3節および主文は次のとおりである。

「男女同権の可及的早期実現を目的としてすべての国際婦人民間団体が国連に対して行なう協力を強化することの必要性に留意し、

経済社会理事会に対し、この問題を好意的に審議し、経済社会理事会決議288(X)の示す諸原則に則して、国際婦人民間団体が諮問的地位をうることを希望し、経済社会理事会にそ

の旨の申請を行なうならば、すべてこれらの団体に対してその地位を与えるよう、要請する。」

27. 決議案のこの2節に対し、以下の修正がアメリカから提案された(E/CN.6/L.372)。

(1) 前文第3節中、「すべての……協力を強化することの必要性(necessity of strengthening the co-operation of all)」を「協力の価値(value of co-operation with)」に置きかえる。

(2) 主文中

(a) 「要請する(requests)」を「との確信を表明する(Expresses confidence that)」に置きかえ、「審議するよう(to consider)」の前に「続けるであろう(will continue)」を挿入する。したがって、この節の冒頭は、「経済社会理事会はこの……を好意的に審議することを続けるであろうとの確信を表明する」となる。

(b) 「すべての……に対して地位を(status to all)」の語と「国際的(international)」の語との間に「資格を有する(qualified)」を挿入する。

(3) 主文第2節として次の1節を追加する。

「第17回委員会に代表を送つた諮問的地位にある民間団体に対し、委員会の事業に対する建設的な貢献を感謝する。」

28. チェコスロヴァキア代表が、「資格を有する(qualified)」の語を加えるというアメリカ修正案(修正(2)(b))をうけいれた。また同代表は、主文に新たな1節を加えること(修正(3))についてもこれを受諾した。これらの修正をうけいれるにあつて、チェコスロヴァキア代表は若干語句の変更を提案したので、その結果アメリカ代表は、上記修正(2)(b)についてはあえて賛成を主張しなかつた。

29. チェコスロヴァキアの決議案前文第3節に対するアメリカ修正案は、賛成19、反対なし、棄権5をもつて採択された。

30. 1963年3月19日、第398次会議において、委員会は決議文全文を、修正どおり、賛成19、反対なし、棄権1で採択した。決議文は次のとおりである。

2 (XVII) 国際的民間婦人団体の国連への協力

婦人の地位委員会は、

国際連合憲章第71条を想起し、

民間団体との協議のとりきめに関する規約を含む経済社会理事会決議288(X)の中に、国連加盟の諸国民は国連の政策および活動に対して基本的な不断の関心を有しており、民間団体と

の協議のとりきめはこの関心を満たすことを保証する重要な手段となるものである。とのべられていることを念頭におき、

男女同権の早期実現を目的としてすべての国際婦人民間団体が国連に対して行なう協力価値に留意し、

1. 第17回委員会に代表を送った諮問的地位にある民間団体に対し、委員会の事業に対する建設的な貢献を感謝する。
2. 経済社会理事会に対し、この問題を好意的に審議し、経済社会理事会決議28800の示す諸原則に則して資格を有する国際婦人民間団体が、諮問的地位をうることを希望し、経済社会理事会にその旨の申請を行なうならば、すべてこれらの団体に対して、その地位を与えるよう、要請する。

「婦人の市民教育および政治教育」に関するパンフレット

3.1. 委員会決議1(XV)に従い、事務総長は、「婦人の市民教育および政治教育」に関するパンフレット草案(E/CN.6/405とAdd.1と2)を準備した。これは、「婦人の政治教育」(E/CN.6/405) (国連出版物、販売番号51.XV.8.) という題名で1951年に出版された出版物の改訂版である。この草案作成にあたっては、委員会の要請によって婦人の公的生活参加に関する過去3回の国連セミナーの各討論指導者が相談にあずかった。草案には、婦人の市民教育および政治教育の実際的方法の例示と資料目録がそれぞれ付録としてついている。パンフレットの出版・配布の財政措置に関する説明は文書E/CN.6/405/Add.3として出された。

3.2. 若干の委員は、改訂版の文案に満足の意を表し、世界中に配布することを目的とするこのようなパンフレットは、若干一般的な性格のものにならざるを得ず、ある1国の事情を十分考慮に入れることはできないとのべた。他の代表は、この改訂版草案は現在の必要に十分こたえるものではないと考え、問題のとり上げ方の角度を変える必要があると思うとのべた。1951年のパンフレットは、単なる改訂というよりはむしろ書きかえられるべきであると考えられた。

3.3. 教人の代表から、問題の新しいとり上げ方と追加すべき資料について次のような意見が出された。すなわち、このパンフレットは社会教育・一般教育関係の指導者を対象とすべきであること、婦人の政治的権利の歴史的発展についての解説、および婦人の地位委員会の事業と助言サービス計画についての解説を入れること、国連憲章および世界人権宣言の関係条文を入れ、次の条約にもふれること——婦人参政権条約・結婚婦人の国籍に関する条約・同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関するILO条約・雇用及び職業についての差別待遇に関するILO条約および教育における差別待遇に関するユネスコ条約。婦人が政治に参与す

ることによって大きな社会問題の解決にいかに関与しうるかを強調すべきこと。

決議案の審議

3.4. ソ連から決議案(E/CN.6/L.363)が提出された。これは事務総長に対し、パンフレットを委員の表明した意見に照らして起草しなおし、新しい文案を国連加盟国政府に回付して意見を求めるよう要請するものである。インドネシア、フィリピン、アラブ連合およびアメリカが別の決議案(E/CN.6/L.364)を提出した。これは、経済社会理事会が事務総長に対しパンフレット草案を委員会で表明された意見に照らして改訂し、これを1964年に出版・配布するよう要請することを勧告するものである。

3.5. 第390次会議において、委員会はアルゼンティン、チェコスロヴァキア、ガーナ、オランダおよびフィリピンの代表からなる作業部会を指名するという英国の提案を、全会一致で採択した。この作業部会は、パンフレット草案を検討し、改訂の一般的指針を示すために設けられるものである。2つの決議案も作業部会に付託された。

3.6. 作業部会は4回の会合を開いた。H.2ベネテツ女史(フィリピン)が議長に、E.2デ・トレス・ドガン夫人(アルゼンティン)が記録係に選出された。作業部会は第389次、第390次会議でのべられた意見を念頭においてパンフレット草案を検討したのち、次の線に沿ってこれを起草しなおすことを勧告した(E/CN.6/L.390)。

(a) 最終草稿は、1951年のパンフレットの改訂ではなく、むしろ新たなパンフレットでなければならない(E/CN.6/L.390)。

(b) パンフレットは、政府任命者たると民間団体、青年団体等の指導者たるとを問わず、婦人の市民教育と政治教育に責任のある人々に役立つように書かれなければならない。それは、これら指導者のための基礎文獻であり、かれらが自分たちの関係するグループの地方的条件や特殊の必要に照らして応用のできるようなものでなければならない。

(c) 婦人の政治的権利は今では大多数の国で認められているのであるから、パンフレットはこの認められた権利を適切に行使するという問題に関心をめざめさせ、また婦人のみならず、男子の支持をも得ることを目標とすべきである。

(d) パンフレット起草にあたって起草者は、指導者たちが、「投票は何のためにあるのか。」「それはどう行使すべきか。」「その適切な行使に必要な情報はどうしたら入手しうるか。」「個々の婦人は投票権の行使によって何が得られるか。」「なぜ婦人は公的生活に参加しなければならないか。」「これらの権利の適切な行使によって到達すべき目標は何か。」とい

ような質問に会うであろうことに留意すべきである。

(b) パンフレットは権利のみならず義務をも強調すべきである。また、政府の施策と立法措置が婦人の地位の向上にとって重要であることに注意を喚起し、政治的権利の行使が婦人に関係ある法律の改善を促進しうることを示すべきである。

(c) パンフレットは、教育の重要性を強調すべきである。それはまた、婦人が完全な市民的・政治的権利を享有すべきであるならば、人種・信条・宗教ならびに性別等の理由にもとづく差別待遇は廃止されなければならないことを指摘すべきである。それは、婦人指導者訓練の必要を強調し、地方的および全国的段階での婦人の公的生活参加の重要性を強調すべきである。それは、公的生活参加に努力する婦人の直面する障害をいかにして克服するかを示すべきである。

(d) パンフレットには、国際連合憲章の人権条項、世界人権宣言の関係条文、婦人の政治的権利に関する条約の条文、婦人の政治的権利と婦人の地位に関する婦人の地位委員会の事業とセミナーの事業、および各国における選挙権・被選挙権に関する婦人の地位についての概略を入れるべきである。事務総長覚書(4/5153)にあるような表が、パンフレットの付録に含まれるべきである。国連および専門諸機関によつて總結された婦人の地位に関係するすべての条約を列挙すべきである。パンフレットは、国連および専門諸機関が婦人の地位改善のために提供するセミナー、フェローシップ等の援助に関する情報を伝えるべきである。

(e) 資料源としては、主として国際連合の諸種の報告書、とくに婦人の公的生活参加に関する3回の国連セミナーの報告書およびこれらのセミナーのために作成されたバックグラウンド・ペーパーとワーキング・ペーパーを用いることとする。

(f) 実際的方法についてのべている付録Ⅰの部分は、もつと広げてもよいであろう。婦人が公民としての義務を行ない、社会の発展に参加することによつて、いかに無形の教育がなされるかを示す実例を加えることもできよう。

(g) 資料目録を内容とする付録Ⅱの部分に、国連出版物の入手方法に関する情報を入れてもよからう。

3.7. これらの勧告は、委員会の一般的承認をえた。

3.8. 作業部会の報告(E/CN.4/L.390)はまた、委員会の採択を求める決議案を含んでいた。決議案は次のとおりであるが、かつこの中の語句は、作業部会で意見の一致がみられなかつた部分で、いずれか一方をえらぶべきことを示す。

婦人の地位委員会は、

「婦人の政治教育」に関するパンフレット(E/CN.4/L.390)が1951年10月1日に出版されたのち婦人の政治的権利の分野において達成された実質的成果に注目し、

婦人の地位委員会の決議I(XV)における要請にもとづき事務総長の作成した当該パンフレットの改訂版草案(E/CN.4/405とAdd.1と2)を審議し、

「婦人の市民教育および政治教育」に関する新しいパンフレットは、最近政治的権利を獲得した婦人たち、もしくはこれらの権利を初めて行使すべく準備中の婦人たちにとつていつそう有用であろうことを信じ、

「婦人の市民教育と政治教育」に関する新しいパンフレットは、政府任命者たると民間団体・青年団体等の指導者たるとを問わず、婦人の市民教育と政治教育に責任のある人々にとつて有用であろうことを信じ、

文案を検討し、その改訂の全般的指針を示すために、委員会が設置した作業部会の勧告(E/CN.4/L.390)に照らしてパンフレットを書き改め、〔委員会第18回会議に最終文案を提出する〕〔新しい文案を国連加盟国政府に回付して意見を求める〕よう、事務総長に要請する。

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、要請する。

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会決議I(XV I. I)における「婦人の市民教育と政治教育」に関するパンフレット作成のための委員会の勧告に注目し、

1. 事務総長に対し、1964年中にこのパンフレットを作成し、英語・フランス語およびスペイン語で広く配布する準備を整えるよう、要請する。

2. 加盟国がこのパンフレットを自国語にはん訳する措置をとるよう、要請する。

3.9. 第407次会議において、委員会は作業部会提出の決議案を審議した。委員会は前文第3節として次の文案を全会一致で採択した。

「婦人の市民教育および政治教育」に関するパンフレットは、政府任命者たると民間団体・青年団体等の指導者たるとを問わず、婦人の市民教育および政治教育に責任のある人々にとつて有用であろうことを信じ、

4.0. パンフレットが再び起草された場合にとるべき手続さについての討論が若干行なわれた。何人かの代表は、新しい草案は委員会委員に提示して意見を求め、その意見を参酌して修正し、可及的すみやかに刊行すべきであると思うとのべた。他の代表は、新しい文案は専門諸機関および民間団体にも回付して意見を求めるべきであるとして提案した。また他の代表は、文案は国連加盟国政府に回付して意見を求めるべきであると思うとのべた。

4.1. アメリカの代表が、決議案第4節中、「その改訂のため(for its revision)」の語句のあとに次の語を加えるという修正案を口頭で提出した。

「改訂草案を委員会委員、専門諸機関および第17回会議に出席した諮問的地位にある民間

団体に回付して意見を求め、1963年末までに提出された意見を、最終文案を作成する際に考慮に入れるよう”

ガーナの代表が、アメリカの口頭による修正案に対し、「委員会委員(members of the Commission)」のあとに「その他の国連加盟国に(to other States Members of the United Nations)」の語を挿入するという再修正案を提出した。委員会はガーナの再修正案を反対10、賛成7、棄権4で否決した。アメリカの修正案は全会一致で採択された。

4.2 第407次会議において、委員会は決議案全体を修正どおり全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

3 (XVII) 「婦人の市民教育および政治教育」 に関するパンフレット

婦人の地位委員会は、

「婦人の政治教育」に関するパンフレット(ST/SOA/8)が1951年10月1日に出版されたのち婦人の政治的権利の分野において達成された実質的成果に注目し、

婦人の地位委員会の決議1(XV)における要請にもとづき事務総長の作成した当該パンフレットの改訂版草案(E/CN.4/435とAdd.1と2)を審議し、

「婦人の市民教育と政治教育」に関する新しいパンフレットは、政府任命者たと民間団体、青年団体等の指導者たとを問わず、婦人の市民教育と政治教育に責任のある人々にとつて有用であろうことを信じ、

文案を検討しその改訂の全般的指針を示すために委員会が設置した作業部会の勧告(E/CN.4/L.390)に照らしてパンフレットを書き改め、その改訂草案を委員会委員、専門諸機関および第17回会議に出席した諮問的地位にある民間団体に回付して意見を求め、1963年末までに提出された意見を、最終文案を作成する際に考慮に入れるよう、事務総長に要請する。

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

(第14章、決議案II参照)

第3章 婦人の教育の機会

4.3 委員会は、第391次会議から第396次会議にわたつて、議題4についての審議を行なつた。提出された文書は、1961～1962年の婦人にとくに関係あるユネスコの活動および1963～1964年中のおもな活動計画に関するユネスコ報告書(E/CN.4/407)、農村地域における少女と婦人の教育の機会に関するユネスコ報告書(E/CN.4/408)、および農業における婦人の雇用と労働条件に関するILO報告書(E/CN.4/422)である。

4.4 討論中に委員会は、ギニアのオブザーバーおよびユネスコ代表とILO代表からの意見発表を聴取した。

4.5 諮問的地位にある民間団体として、国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.4/409/133)と国際大学婦人協会(E/CN.4/409/135)からそれぞれ意見書が提出された。世界労連、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、世界YWCAのオブザーバーから口頭による意見発表があつた。

4.6 委員会は、本議題の小項目(a)と(b)とを同時に審議することを決定した。

4.7 多数の委員が、ユネスコとILOからの報告書を歓迎し、これらの資料はそれぞれの分野の実情を明らかにしていると思うとのべた。若干の代表は、農村地域における少女と婦人の教育への機会に関するユネスコ報告書にみられるように、統計資料を頻繁に使うことは、方法的相異の結果として誤つた結論に導きやすいであろうとの意見をのべた。1人の代表は、この報告書は後進国のみならず先進国にも言及すべきであつたとのべた。

4.8 1961～1962年の婦人にとくに関係あるユネスコの活動および1963～1964年中のおもな活動計画に関するユネスコ報告書を説明して、ユネスコ代表は次のようにのべた。ユネスコ加盟国数は1961～1962年中にかなりの増加をみたが、新加盟国は大部分が後進国であり、これらの国では、婦人教育の現状はまだ満足すべき状態ではなく、しかも婦人は経済的・社会的発展において果たすべき重要な役割を持っている。それだけに婦人の教育の機会改善を意図するユネスコの活動の機会は、増大したわけである。アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、アラブ諸国における地域別教育振興計画の急速な拡大、および地域訓練・資料センターの設立は、婦人と少女の教育の機会を確実に改善するであろう。さらに、1960年採択の教育における差別待遇に対するユネスコ条約は15カ国によつて批准され、条約加盟国間の

紛争解決の任にあたる調停あつせん委員会の設置に関する議定書は、1962年に採択された。ユネスコは、国際的活動計画を含む全世界の大量文盲追放の問題に関する報告書を経済社会理事会を経て総会に提出するであろう。1963～1964年の活動計画の方向は、さらに一段と効果的な活動と婦人の地位委員会との密接な協力関係の継続を約束するものである。

49. 数人の代表が、ユネスコが1961～1962年中に行なつた数多くのきわめて有益な諸活動を推賞し、地域訓練・資料センターの設立、地域別教育振興計画、文盲に関する専門家会議、婦人の国際交流等の事業は、婦人にきわめて関係深く、有意義なものと思うとのべた。1人の代表は、これらの事業の記録と結論がこの問題に関心ある人々や団体に利用されうることがのぞましいとのべた。多くの委員が、各自国の実情をのべ、また、文盲を克服し、婦人に開かれた教育の機会を改善するためにとられた、法制上もしくは実際上の措置についてのべた。

50. 教育における差別待遇とたたかいて1961～1962年中になされた進歩と、またとくに、教育における差別待遇に対する条約が実施の運びに至つた迅速さが満足をもつて注目された。しかし、婦人と少女の教育への機会に関する状況はまだ満足するには程遠く、なすべきことが多く残っているというのが一般の意見であつた。婦人があらゆる段階のあらゆる種類の教育に対し男子と平等の機会をもつことはきわめて重要であると考えられ、また、一般教育は無料で義務的とし、初等教育をしかるべく優先すべきであると考えられた。その一つの理由としては、婦人と少女の教育はあらゆる分野における婦人の進歩のために、またとくに自国社会の政治的・社会的・経済的生活への婦人の完全参加のために、基本的な重要性をもつからである。いま一つの理由としては、婦人はそれ自身重要な存在であるばかりでなく、また社会の発展をすすめる子供の教育を促進する役割をもつものとしても重要な存在であることがあげられた。

51. 数人の代表が、とくに今日の世界の文盲者の大多数が婦人であるだけに、依然として文盲がなくならないことを深く憂慮する旨をのべた。世界人口の激増に対して、教育施設の進歩が同じ歩調で伴わないために、文盲率がいつそう増加するのではないかと危惧が表明された。文盲克服のためのユネスコの努力が満足をもつて注目された一方、若干の代表は、実質的な成果は個々の関係各国が文盲克服にいつそうの責任をとり、この目的のために財源のより大きな部分を割り当てるときにはじめて達成されるものであるとの意見をのべた。このことに関連して、婦人の文盲とたたかつたいくつかの民間団体の業績についての発言があつた。

52. 文盲克服のための可能な手段について討論中に多くの代表は、各種の一般教育はもちろん重要であるが、その他に成人教育や校外教育も必要であるとのべ、また、婦人はラジオやテレ

ビジョン番組等、成人教育に応用されうる近代的方法および技術の恩恵を受けることが重要であると指摘した。

53. ユネスコ代表は、婦人の地位委員会の要請によつて作成した農村地域における少女と婦人の教育への機会に関するユネスコ報告書について説明する中で次のようにのべた。今日世界の大多数の婦人は教育の機会を得ることが困難な農村地域に住んでいる。それだけに、この報告書の扱う問題は重要であり、また複雑でもある。ユネスコ加盟各国に送られた質問書に対する90カ国からの回答をもとにして作成されたこの報告書は、回答の分析、若干の統計的資料、および婦人教育の機会均等に関する民間団体作業部会の報告および勧告を含んでいる。1962年にベンゴックで開かれた。アジアにおける農村地域の女子教育に関する専門家会議の報告が、この報告書の補足として提出してある。一般的にいふこととして、農村地域の少女と婦人は、女性であるためと環境からと、教育に関して二重に不利な立場におかれている。事実、これらの地域に固有の諸困難や、部落が散在しているという事情や、また一般的な生活水準の低さが女子には男子以上に障害となつている。事態改善のための対策として、生徒の輸送の便をよくするとか、ラジオやテレビジョン等の聴視教具の利用度を高める等の措置がとられているが、このような措置だけでは、諸困難に対処することはできない。

54. 農業における婦人の雇用と労働条件に関するILO報告書を説明してILO代表は、次のようにのべた。この報告書は、婦人の地位委員会が農村地域の女子教育の問題を審議するにあつて必要とすると思われる参考資料をまとめたもので、農業労働力における婦人の地位を要約し、農村地域の婦人に与えられる教育と訓練、農業に従事する婦人の労働条件、および婦人の労働条件を規定する法制等に関する情報を提供するものである。

55. 婦人の地位委員会委員は、諸国が農村地域の少女と婦人のための教育・訓練施設を拡大・改善するについて、ユネスコとILOがひきつづきこれを援助するよう、またこの問題に関する情報をそれぞれの報告書の中に含めるよう希望を表明した。

56. 若干の代表は、農村地域の女子教育の現状は、都市部に比していちじるしく劣っており、このことは多くの国における農村人口の大いさにかんがみとくに深刻な問題を提起していると思うとのべた。しかし、農村地域の婦人に一般教育や職業訓練を与えるという問題は、各国の一般的発展状態から切り離すことはできない、地方住民により広いより豊かな生活を享受させるために、またある国々では農村人口の都市への移動を防ぐために、多くの国々において農村地域の経済・社会・文化および教育構造の完全な再建がはからねばならない、と委員たちは考えた。また、この問題は文盲追放のための一般教育振興計画、無料の義務制初等教育、中等・

高等教育をうける自由等の問題と切り離すことはできないとの意見が示され、他方、これらの教育は、農村地域の特殊条件や特殊な必要に合わせて行なわれねばならないとの発言があつた。

5.7. 教人の代表が、各自国において農村女子の教育を容易にする上に効果のあつた種々の手段についてのべた。たとえば、農村教育専門家の訓練、農村教師の資格と給与の引上げ、これらの教師と生徒のための輸送の便と住宅の改善、等である。大学公開講座や移動図書館、部落専門学校も有効な方法としてあげられた。また、零細工業や小工業の発達には婦人のために新しい経済的機会をつくり出し、ひいては、教育への刺激を強める手段として役立つとの発言があつた。

5.8. 農村地域の婦人が教育の機会に恵まれないおもな原因は、関係諸国の政府が必要な便宜を与えないからであるということに広い意見の一致がみられた。必要な便宜が得られるような状態をつくり、教育上のあらゆる差別を廃止することが諸国政府の義務である。しかし一方、諸国政府は必要と認める便宜を必ずしも与えうるとはかぎらない。そういう場合には、できるかぎり民間団体の援助や種々の国際組織の技術援助計画から得られる援助を利用するよう、これらの政府に勧奨すべきであるということが指摘された。

決議案の審議

5.9. 婦人の教育への機会に関する決議案 (E/CN.4/L.367) が英国から提出され、続いてベルギーが共同提案国となつた。この決議案によつて、婦人の地位委員会は教育の分野においてユネスコが行なつた事業に満足の意を表し、ユネスコが委員会に伝達した報告書に感謝の意を表すべきことが提案された。

6.0. 提案者は、ソ連代表からの示唆を考慮に入れて決議案を改訂した。その結果、改訂テキスト (E/CN.4/L.367/Rev.1) では、委員会は同様の報告書を継続的に入手しうよう希望を表明するという1節が主文中に追加された。

6.1. 1963年3月18日、第395次会議において、婦人の地位委員会は改訂決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

4 (XVII) 少女と婦人の教育への機会

婦人の地位委員会は、

ユネスコの提出した、1961～62年における婦人にとくに関係あるユネスコの活動および1963年、64年2か年間の活動計画に関する報告書 (E/CN.4/L.407) を審議し、

また、農村地域における少女と婦人の教育への機会に関するユネスコ報告書 (E/CN.4/L.408) を注目し、

教育は、一般的にも、また婦人と少女の政治的・経済的・社会的な生活におけるしるべき地位への進出との関連においても、進歩の基本となるべきものであることを考慮し、

1. 教育の分野においてユネスコの行なう事業に満足の意を表する。

2. ユネスコから委員会に送られた報告書に感謝をもつて注目する。

3. これらの報告書を継続的に入手しうよう、希望を表明する。

6.2. メキシコ、オランダ、フィリピンおよび英国の代表が、農村地域における少女と婦人の教育と職業訓練の進歩に関する以下の決議案 (E/CN.4/L.369) を提出した。

婦人の地位委員会は、

農村地域における少女と婦人の教育への機会に関するユネスコ報告書 (E/CN.4/L.408) および農業における婦人の雇用と労働条件に関するILO報告書 (E/CN.4/L.422) を審議し、

国の経済的・社会的進歩に対する婦人教育の重要性を認め、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、勧告する。

経済社会理事会は、

すべての婦人が教育を受けることは、経済的・社会的福祉と進歩にとってきわめて重要であることを認め、

農村人口における少女と婦人の比率の大なることを考慮し、

農村地域における少女と婦人の一般教育および農業その他の職業訓練のための施設が不十分なことに注目し、

1. 加盟国政府に対し、農村地域における少女と婦人のための基礎教育、職業訓練および専門教育に向けられた計画と活動をしかるべく優先するよう、勧告する。

2. 国際連合、専門諸機関、国際連合児童基金および特別基金の通常技術援助計画および拡大技術援助計画のもとに利用しうる財源および便宜について注意を喚起する。

3. ユネスコおよびILOに対し、農村地域における少女と婦人の教育・訓練施設の増加・改善のために、これらの機関が諸国の要請に応じて行なう援助事業を継続するよう、要請する。

4. 諮問的地位にある民間団体に対し、これらの地域における少女と婦人の教育および訓練を強化・改善するための計画の樹立およびその実施に積極的に協力するよう、要請する。

6.3. ソ連代表は、決議案に3点の修正 (E/CN.4/L.371) を提案した。すなわち、修正の第1点は、主文第1節中 “——” に向けられた計画と活動 (Programmes and activities directed

towards)”の語のあとに、“の発展 (the development of)”の語を加えること、第2点は、同節の末尾に“また、その目的にそう適当な対策を自国の開発計画の中に織り込むよう (and include appropriate provisions to that end in their national development plans)”の句を加えること、第3点は、主文第3節の末尾に、“また、婦人の地位委員会第19回会議にこの分野での事業について報告するよう (and to report to the Commission on the Status of Women at its nineteenth session on their work in this field)”を加えることである。提案者たちはこれらの修正案を受諾した。

6.4. フランス代表は、口頭で、経済社会理事会の採択をもとめる決議文の前文末節中、“不十分 (the inadequacy)”と“施設の (of facilities)”の語の間に“多くの国において (in many countries)”の語を挿入することを提案した。ポーランド代表は、主文第1、第3節中の“農村地域における婦人 (women in rural areas)”の語は“農村地域の婦人 (women of rural areas)”とすること、および主文第4節中、“これらの地域における婦人 (women in these areas)”の語は“これらの地域の婦人 (women of these areas)”とすることを提案した。提案者たちは、これらすべての提案を若干の作文上の変更を加えて受諾し、ポーランドは決議案提案国に加わった。

6.5. 中国代表は、主文第1節中、“基礎教育 (basic education)”の語は“一般教育 (general education)”の語と入れかえることを提案した。オーストラリア代表は、この節では“あらゆる段階の教育 (education at all levels)”の語を使うことを提案した。“基礎教育、職業訓練および専門教育に向けられた (directed towards basic education, vocational training and professional education)”の語句に代わる表現が多くの代表から提案され、若干の討論があったのち、中国代表が、“職業訓練を含む、あらゆる種類の、あらゆる段階の教育 (education of all types and at all levels, including vocational training)”という言い方を提案した。ILO代表が、“あらゆる種類の、あらゆる段階の教育および職業訓練 (education and vocational training of all types and at all levels)”の形を使うことを示唆した。提案者たちは、中国代表の提案にILO代表の表現を取り入れてこれを受諾した。

6.6. 1963年3月18日、第395次会議において、委員会は決議案を修正とあり全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

5 (XVII) 農村地域における少女と婦人の教育への機会

婦人の地位委員会は、

農村地域における少女と婦人の教育への機会に関するユネスコ報告書 (E/CN.4/408)と農業における婦人の雇用と労働条件に関するILO報告書 (E/CN.4/422)を審議し、
国の経済的・社会的進歩に対する婦人教育の重要性を認め、
経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、勧告する。

(第14章、決議案II参照)

6.7. コロンビア、オランダ、シエラ・レオネおよびアメリカから、婦人の文盲克服事業に有効な計画および方法についての決議案 (E/CN.4/L.368)が提出された。決議案の主文は次のとおりである。

1. 事務総長に対し、諮問的地位にある婦人団体からとくに婦人の文盲克服事業に有効であった計画および方法についての情報を入手するよう、要請する。

2. また、事務総長に対し、婦人の文盲に関してユネスコが行なつた重要な事業に関する情報を入手するよう、要請する。

3. 事務総長に対し、この問題に関する報告書を、もしできれば、第19回会議のために作成するよう、要請する。”

6.8. ソ連は決議案に対し次の修正案 (E/CN.4/L.370)を提出した。(1)主文第1節中、“諮問的地位にある婦人団体から情報を入手する (to obtain information from women's organizations in consultative status)”の語を“政府および国際婦人団体が提案と情報を提供しよう要請する (to ask Governments and women's international organizations to submit proposals and information)”の語と入れかえること、(2)主文第3節中“報告書 (report)”の語のあとに“および勧告 (and recommendations)”の語を挿入すること。

6.9. 決議案とその修正案についての討論中に、情報提供の要請は国連事務総長よりはユネスコにあっての方がよいという意見が出された。ユネスコ代表は、決議案でのべられた情報はユネスコが委員会第19回会議のために作成予定の活動報告書の付録に入れることができようとのべた。

7.0. この討論に照らして、提案者たちは改訂決議案 (E/CN.4/L.368 rev.1)を提出した。ソ連代表は修正案を撤回した。

7.1. 1963年3月18日、第396次会議において、婦人の地位委員会は、改訂決議案を採択した。決議文は次のとおりである。

6 (XVII) 婦人の文盲克服事業に有効な計画および方法

婦人の地位委員会は、

文盲が存在するところにおいては、通常それは婦人の間により多いことに注目し、

多くの地域における婦人団体が、文盲克服を援助する計画に着手していることに注目し、

また、技術援助およびその他の計画によるユネスコの努力に注目し、

ユネスコに対し、諮問的地位にある民間団体から婦人の文盲克服事業に有効であつた計画および方法についての情報を入手するよう、また、この情報を婦人の地位委員会第19回会議のためのユネスコの活動報告の付録の中に、この目的のためにユネスコが援助する重要な計画に関する情報とともに、含めるよう、希望を表明する。

第4章 婦人の経済的権利と経済的機会

7.2 委員会は、第396次から第402次までおよび第406次会議において、議題5を審議した。提出された文書は、婦人の雇用および労働条件にとくに関係あるILOの活動に関するILO報告書(E/CN.6/409)、おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する事務総長報告書(E/CN.6/411)、おもな職業分野における婦人の訓練と雇用の機会についての研究計画に関するILO報告書(E/CN.6/412)、および退職年金と年金の権利に関する2つのILO報告書(E/CN.6/394とCorr.1, E/CN.6/410)である。

7.3 諮問的地位にある次の民間団体から意見書が提出された。——国際自由労連(E/CN.6/400/138)、国際キリスト教労連(E/CN.6/400/141)、国際婦人同盟(E/CN.6/400/137)、国際婦人協議会(E/CN.6/400/139)、国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/400/133)、国際大学婦人協会(E/CN.6/400/136)および聖ジョン国際連盟(E/CN.6/400/142)。

討論中に、国際自由労連、国際キリスト教労連、世界労連、国際婦人同盟、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会および世界カトリック女子青年少女連盟の各オブザーバーから口頭による意見発表があつた。

婦人の雇用に関係あるILOの活動

7.4 ILO提出の婦人の雇用と労働条件にとくに関係あるILOの活動に関する報告書(E/CN.6/409)を説明して、ILO代表は次のように述べた。この事業はILOの経常的な継続事業であるが、一方、技術革新および経済的・社会的発展と統合によつてもたらされる新たな問題を予測し、それに対処するための努力がなされている。これらの努力は女子にも男子にも同様に関係があるので、ILOの今後の活動報告には、このより広範な問題を反映させ、実施中の事業とその事業の重点事項について、より総合的な報告をするように努めるであろう。労働者の教育計画、農村開発計画、雇用造成計画、職業訓練の原則と方法に関する情報・調査のための国際的もしくは地域別センターの設置、またとくに労働研究所および管理職と熟練労働者に高度の訓練を与えるためのチューリン国際センターの設立計画等を含む、多くの比較的新しい活動が着手されているが、これらは婦人の地位委員会にとつて関心の深い問題にちがいない。国際労働総会は、1964年と1965年の会議において、変動する世界における婦人

労働者の問題を審議することとなっているが、その審議の結果として、家庭をもつ婦人の雇用の問題に関する何らかの勧告と今日および明日の婦人労働者の経済的地位、健康および福祉に関するその他の問題についての諸決議を採択することとなるであろう。

75. ここに検討中の年度のILOの事業における主な重点の推移は、後進国の婦人労働者問題への関心の増大という方向をとっている。このことはこの問題に関する決議を総会が採択するところまでこぎつけたこの問題に対する婦人の地位委員会の早くからの努力の反映である。しかし、重点をここにおくことによつて後進国の婦人労働者の経済的・社会的進歩というさし迫つた大きな問題に十分こたえうるに至つたわけではなく、それにはまだ多くのなすべきことが残されている。

76. 委員たちは、ILOが提出した包括的な報告書に感謝の意を表し、また、婦人の雇用に関係あるILO活動の拡大に満足の意を表した。婦人の雇用の授会は、工業先進国のみならず後進国においても一般に増加していること、また、もつとも緊急の必要は、各国の経済的發展への婦人の参加を援助・奨励することであることが指摘された。しかし、婦人の失業が若干の地域では深刻な問題となつていることが想起され、この問題はよりいっそうの研究に価するものであらうと示唆された。婦人があらゆる段階の、あらゆる職業分野の仕事に対する訓練と雇用の機会を平等に得るよう、婦人の地位委員会とILOは、いっそう努力すべきであるということに代表たちの意見が一致した。

77. 国際労働総会の1964年および1965年の会議の議題の中に、「変動する社会における婦人労働者」という項目を含めるというILOの決定は、委員たちに歓迎された。この問題の検討は婦人労働者問題への関心を刺激し、婦人の地位を全般的に改善する必要に注意を集中させるであらうとの意見が表明された。若干の代表は、国際労働総会のこの議題項目に関する文書と決定は委員会に直接関係があると思うとのべ、これらの資料を利用させるようILOに要請してはどうかとの示唆がなされた。1人の代表が、婦人の地位の改善を意図しつつも、実際には逆効果をもたらし、婦人にとって新たな障害を作り上げるような決議を不注意から採択することを避けるために、国際労働総会は極力慎重を期するよう、希望を表明した。

78. 数人の代表が、ILO憲章に従い、ILOの諸種会議の今後の代表団により多くの婦人を含めるよう、希望を表明した。代表団に婦人を含めることは、婦人の地位に関する問題の審議が行なわれる会議ではとくに重要であると思うとのべられた。また、ILO主催のすべての会議が、婦人労働者の特殊問題について、また国の経済的發展への婦人の責任ある完

全参加を促進する方法についてもつととりあげるよう、ILOへの希望が表明された。

79. 数人の代表が、アフリカの婦人の雇用と労働条件の問題を第2回ILOアフリカ地域会議の議題に入れるというILO理事会の決定を歓迎した。その会議の諸勧告は、これが実行されるならば、アフリカの婦人の経済的機会の増大に役立つであらうとの意見が表明された。

80. 若干の代表が、労働市場にはじめてはいつてくる高年婦人たち、また職業訓練をうけたことのない者あるいは結婚や出産ののち長く家庭にあつて再度働きに出ようとする人々——そのような高年婦人たちに対して、援助を与えることの重要性を強調した。これらの高年婦人に対しては、就職または再就職の直前の訓練、あるいは育児に従事する期間中における技能の習得・維持を考えるべきであらうと示唆された。この問題は、早期結婚の増加に伴つてますます重要になりつつあることが指摘された。また、多くの産業において、既婚婦人が子供の養育後仕事に復帰する用意のために再訓練講習に出席することが許されるなら、益するところが大であらうとの発言があつた。

81. 数人の代表が、自国では、時代おくれの法律の改正や、婦人労働者のための訓練・再訓練課程の設置、働く母親の子供のための昼間保育所の設置等の措置によつて、また、より一般的方法としては、特定産業の国有化によつて婦人のために雇用機会が作り出されているとのべた。

82. しかし一方、国内的および国際的段階でなされた努力にもかかわらず、婦人の雇用と労働条件の問題はまだ解決には程遠いことが指摘された。工業労働力における婦人の地位はまだ満足すべきものでなく、婦人はまだしばしば雇用に関して、あるいは特定の職業や上級の地位への昇進に関して差別待遇をうけている。婦人の雇用が不熟練労働に限られている例も多い。若干の国では、婦人の雇用機会は使用者のみならず労働組合によつても制限されている。婦人は、時には、法律もしくは慣行によつて特定の職業あるいは公務につくことを禁じられ、また使用者は母性保護規定に従わねばならないことを敬遠して婦人の雇用を手控えることもある。

83. 婦人の経済的権利と経済的機会に関するILOの今後の活動に関して、アジアの婦人の問題に特別の注意を向けるべきこと、およびILO土民および種族民間問題コンサルタント会議の事業に関しより多くの情報を入手すべきことが示唆された。委員会がかつてILOに要請した働く母親の子供のための施設設置に関する世界保健機関との協力による報告書と、婦人のパートタイム雇用に関する報告書が近い将来に提出されるようにとの希望がのべられた。

決議案の審議

84. 婦人の雇用に関係あるILOの活動に関する決議案がオーストラリアとアメリカから提された(E/CN.6/L.373)。この決議文は次のとおりである。

“婦人の地位委員会は、

工業先進国、後進国のいずれにおいても、婦人の雇用機会が増大していること、およびそれらの国々の経済的發展に婦人の参加を援助・奨励する必要があることに注意を喚起し、

ILOが企画し、現在進められている婦人の経済的地位に関する特定の問題についての多くの特別研究を含めて、婦人の雇用問題に関係あるILOの活動の拡大に満足をもつて注目し、

ILOが1964年の国際労働総会の議題に、「変動する世界における婦人労働者」という項目を取り入れたことに謝意を表し、

あらゆる段階の、あらゆる職業分野の労働のための訓練と雇用の機会に対する婦人の機会均等を促進することに、ILOとともにたえざる関心を有し、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう、要請する。

経済社会理事会は、

婦人の雇用機会拡大のためのILOの事業に満足をもつて注目し、

婦人の職業訓練および職業指導への機会を拡大するためには、なお多くの措置が必要であることを考慮し、

1. ILOが1964年の国際労働総会のために作成する「変動する社会における婦人労働者」の議題に関するILOの文書とバックグラウンド・ペーパーの写しおよびこの議題に関する会議の結論と勧告が、1966年の婦人の地位委員会第20回会議において委員に配布されるよう、要請する。

2. ILOが、総会、地域会議、および産業別委員会その他の委員会において婦人労働者に特殊な問題および婦人の完全な、責任ある経済的参加を促進する方法についての審議を定期的に行なうよう、希望を表明する。

3. ILOの会議にさいし、とくにその会議において婦人の経済的問題と経済的機会についての審議が行なわれる場合においては、ILO憲章にしたがい、加盟国がその代表団に婦人を入れることを考慮するであろうとの確信を表明する。

4. 職業訓練および後進国の婦人の援助のための措置を含めて、婦人の経済的機会の問題に特別の注意を向けることのできる一連の地域セミナーを行なうことが有益であると考える。

5. 事務総長に対し、助言サービス計画により、あるいはその他の財源によつてILOと協力

してこれらのセミナーを開催することを考慮するよう、そしてその結果をできれば1964年の委員会第18回会議に報告するよう、要請する。”

その後、提案者たちは、セミナーの計画について、これは助言サービスの議題と関連させて審議した方がより妥当であると考え、この提案中、セミナーの開催に関する主文第4節と第5節を削除した。

85. 決議案に対する修正案がフランスから提出された(E/CN.6/L.374)。第1の修正点は、次の2節を委員会決議の冒頭に挿入するというものである。

“ILO提出の婦人の雇用と労働条件にとくに関係あるILOの活動に関する年次報告(E/CN.6/409)を審議し、

ILOの興味ある報告書に深く謝意を表し、ILOの今後数年間の事業計画中に婦人にとくに関係ある項目が多数含まれていることにかんがみ、ひきつづき毎年このような報告書が提出されるよう、希望を表明し、”

第2の修正点は、次の2節を前文第3節のあとに挿入するというものである。

“変動する社会における婦人労働者の問題に関して国際労働総会の到達する結論が、ILO憲章および1944年フィラデルフィアで採択されたILOの目的に関する宣言(憲章付属書)中にうたわれている機会均等と待遇の平等の原則を反映するよう、確固たる希望を表明し”

86. さらに、ソ連代表から口頭で修正が提案された。第1の修正点は、経済社会理事会に採択を勧告する決議案中に、次の1節を前文第3節として追加するというものである。

“世界の諸地域における婦人の失業は男子のそれより広範にわたり、これが家族の経済状態に重大な影響を及ぼしていることを考慮し、”

ソ連修正案の第2点は、次の1節を新たに主文中に加えるというものである。

“ILOは、婦人の失業を克服する問題に特別の注意を払い、その問題を事業計画中に含めるよう、希望を表明する。”

ポーランド代表は、以上の修正案の代案として、決議案の主文第2節に、“職業訓練および婦人の失業問題を含めて(including vocational training and questions of unemployment among women)”の語を加えることを提案した。

87. また、中国代表から口頭で、決議案主文第2節として次の1節を入れるという修正が提案された。

“1964年の「変動する世界における婦人労働者」の議題審議の参考に供するため、婦人労働者の経済的権利と経済的機会に関する婦人の地位委員会の意見と決定を、その決定の記録を

してILOに伝達するよう、事務総長に要請する。

88. 提案者は、委員会決議案の前文中に2節を追加するというフランス修正案第1点を受諾した。提案者は、また、経済社会理事会の採択を勧告する決議案に対する中国の口頭による修正案を受諾し、さらに中国代表の示唆によつて、決議案本文第1節中“1964年の会議(1964 session)”の語を“1964年と1965年の会議(1964 and 1965 sessions)”の語と入れかえた。

89. フランス修正案第2点は、賛成20、反対なし、棄権1で採択された。ソ連の口頭による修正案第1点は、反対10、賛成5、棄権4で否決された。ソ連の口頭による修正案第2点は、反対12、賛成5、棄権4で否決された。ポーランド代表が提出した口頭修正案は、反対11、賛成4、棄権5で否決された。

90. 1963年3月19日、第398次会議において、委員会は決議案全体を修正どおり全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

7(XVII) 雇用機会と労働条件

婦人の地位委員会は、

婦人の雇用および労働条件とくに関係あるILOの活動に関するILO年次報告書(E/CN.6/409)を審議し、

ILOの興味ある報告書に深く敬意を表し、ILOの今後数年間の事業計画中に婦人にとくに関係ある項目が多数含まれていることにかんがみ、ひきつづき毎年このような報告書が提出されるよう、希望を表明し、

工業の先進国、後進国のいずれにおいても、婦人の雇用機会が増大していることおよびそれらの国々の経済的發展に婦人の参加を援助・奨励する必要があることに注意を喚起し、

ILOが企画し現在進められている婦人の経済的地位に関する特定の問題についての多くの特別研究を含めて、婦人の雇用問題に關係あるILOの活動の拡大に満足をもつて注目し、

ILOが1964年の国際労働総会の議題に、“変動する世界における婦人労働者”という項目を取り入れたことに謝意を表し、

変動する世界における婦人労働者の問題に関して国際労働総会の到達する結論が、ILO憲章および1944年フィラデルフィアで採択されたILOの目的に関する宣言(憲章付属書)中にうたわれている機会均等と待遇の平等の原則を反映するよう、確固たる希望を表明し、

あらゆる段階の、あらゆる職業分野の労働のための訓練と雇用に対する婦人の機会均等を促進

すること、ILOとともにたえざる関心を有し、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(第14章、決議案IV A参照)

おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会

91. おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する事務総長報告書は、経済社会理事会決議652B(XXIV)に従つて1957年以来委員会において行なわれてきたこの問題に関する一連の研究の一環となるものである。第15回会議において婦人の地位委員会は、新しい研究方法の必要を感じ、決議8(XV)の中で、政府および民間団体がおもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会を促進する上に有効とみとめた方法により大きな重点をおくよう勧告した。委員会はまた、多数の婦人を雇用する分野を含む他の職業分野の研究についてILOが具体案を提示しうよう、希望を表明した。報告書は1963年1月10日までに到着した29カ国および6民間団体からの情報をもとづくものである。委員会の要請どおり、それは政府・民間団体および職能団体が婦人の訓練と雇用の機会促進のために用いた方法に重点をおいている。また、報告書はこれらの職業分野における婦人の訓練と雇用の機会促進に役立つと思われる方法について、諸国政府および民間団体から寄せられた若干の提案を含んでいる。

92. ILO代表は、委員会決議8(XV)に従つて作成された、おもな職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する研究計画の概要をのべたILO報告書(E/CN.6/412)について説明した。委員会が専門的・技術的段階より低い職業分野の研究に関する具体案を提示するようILOに要請していたことに関連して、同代表は次のようにのべた。ILOは過去2年間この問題を真剣に検討してきた。問題は、要するに、あらゆる職業における婦人の雇用の機会を拡大するための実務的な方法を考案し、その実施を勧奨することである。婦人が多数就業している職業部門では、昇進の機会を促進する方法が問題となる。また、婦人がわずかしかなかったり就業していない職業部門では、漸進的な進出の方法の問題であらう。この両様の分野で重要なことは、報告にあるような状態の因つて来る原因を見出すことである。ある国々では、産業別・職業別に研究する方法が、特定の問題を明らかにし、問題解決の手段を見出すのに有効でもあり、実務的な方法でもあらう。しかし、多くの国では、問題はより一般的な性格のものであつて、広範な経済的・社会的要因にその原因がある。したがつてこの問題は、婦人の職業能力についての伝説を駁逐し、事実を示すことを第1の目標とした多面的な教育・啓蒙の方

法によつて、より広い面で克服されなければならない。ILOは、質問書をもとにした現在の職業の機会に関する一連の研究を続けることは、真に有効な目的に役立つものではないと考える。このような研究は表面的・靜態的になるきらいがあり、種々の職業部門における婦人の進出の機会を形成するおもな発展的要因を明らかにするものではない。同時に、これらの研究は、婦人の職業上の地位に影響を及ぼす短期的な、時にはいい古された要因を不当に強調しすぎている。ILOは、婦人の職業への進出と雇用に関する広範な研究計画をもっている。委員会は、ILOが常に現状を把握し、必要があれば個々の部門について詳細な検討を行なうことを要望しているが、ILOのこの分野の活動はこの要望にこたえるものと思われる。ILOはこれらの問題に関し作成した研究資料を、これらの研究資料を検討した会議の到達した結論とこの分野の事業に対するILOの今後の計画とともに、委員会に提供したい考えである。ILOは事業計画を立てるに際し、一般の問題もしくは特定の職業分野の研究の必要について委員会から何らかの示唆があればこれを考慮に入れるつもりである。

93. 委員たちは、事務総長報告およびILO報告に謝意を表した。数人の代表が、それぞれ自国における婦人の訓練と雇用の機会を左右する条件についてのべた。

94. 事務総長報告は興味ある情報を含むものではあるが、わずか29カ国政府と6民間団体が情報要請にこたえたのみであるから、それは必然的に不完全であり、したがつて、それから結論を引き出すことは賢明ではないと思うとの発言があつた。ILOはより広範な、より専門的な情報に接する機会をもつのであるから、婦人の訓練と雇用の機会に関する研究についての事務総長の報告書を今後継続することは当然見合わせた方がよいと考えられた。

95. 数人の代表は、婦人の雇用に関係ある問題に関するILOの非常に拡大された研究計画を勧奨し、これらの研究の内容とその伝達方法についてのILOの意見に賛成した。そこに含まれる諸問題を理解する最良の方法は、それらの問題を地域ごとに検討することであり、また、雇用の特定の分野の研究と同時に一般的研究も必要であらうと示唆された。

96. 若干の代表が、技術的職業に従事する婦人の比率は高度の先進国においても、後進国においてもまだ低いことをILOの報告書は示しているとのべた。委員会は後進国の婦人技術者訓練に対する援助の可能性について検討すべきであると示唆された。これに関連して、労働需要が大きい所では婦人の就職は困難ではないが、一般的後進性の上に過剰人口があり、またとくに男子だけが伝統的に生活の担い手であるような社会では、婦人の機会は制限されていることが強調された。

97. 後進国の急速な工業化に対処するための国内技術員養成における国連の役割に関する総

会決議1824(XVII)に言及があり、これに関連して、後進国の国内技術員養成計画に常に婦人を含めるという問題に委員会はいつそうの注意を向けるべきであるとの意見がのべられた。

決議案の審議

98. シェワ・レオネおよびソ連が次の決議案(E/CN.4/L.375)を提出した。

「婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう、要請する。

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会決議8(XV)と決議6(XVI)、経済社会理事会決議771E(XXX)および総会決議1824(XVII)を想起し、

多くの国連加盟国が工業化を目指している現在、この工業化の過程を急速に進めるには、自国にあらゆる段階の専門家を十分にもつことが必要であり、したがつて、発達した専門的・技術的訓練組織をもつことが必要であると信じ、

婦人は国の技術要員の重要な構成分子であることを考慮し、また、婦人は職業訓練および雇用に對し平等の機会を与えられるべきであると考え、

1. 加盟国政府が、種々の熟練度の専門家の資格要件を決定し、国内における訓練計画を立てるにあつて、職業訓練組織および雇用組織の中で婦人に男子と同等の資格ある地位を与えることの必要を考慮に入れるよう、勧奨する。
2. 技術援助計画を担当する国連諸機関および国連専門諸機関がその事業計画を立てるにあつては、各国の専門家訓練によりいつそうの注意を向け、男女がこのような訓練を受ける機会を平等にもつことを保証すべく努めるよう勧告する。
3. 事務総長が、今後数年のうちに、人権の分野における助言サービス計画のもとに、婦人の専門的・技術的職業訓練の機会の問題に関するセミナーを2回または3回開催するよう、勧告する。
4. 事務総長が、ILOと協力して、専門的・技術的職業分野における婦人の訓練に関する情況について毎年委員会に報告するよう、要請する。
5. 事務総長が、ILOと協力して、専門的・技術的職業分野の訓練と雇用への婦人の機会と受入れの増大に関し、今後勧告を準備するよう、要請する。

99. 英国から、決議案に対する以下の修正案(E/CN.4/L.377)が提出された。

(1) 前文第3節を次のように修正する。

“婦人は国の経済生活にとって重要な存在であることを考慮し、また婦人は職業訓練および雇用に對し平等の機会を与えらるべきであると考え”

(2) 主文第1節を次のように修正する。

“1. 加盟国政府、民間団体および職能団体が、……………よう提案する。”

(3) 主文第2節中、“勧告する(Recommend)”の語を“……………との確信を表明する(Expresses confidence that)”の語におきかえ、また、“よりいつその……………を向ける(to give greater)”を“十分な……………を向けるであろう(will give due)”とする。

(4) 主文第3、4、5節を削除し、次の1節を入れる。

“3. ILOおよびユネスコが、専門的・技術的職業分野の訓練と雇用に關する情報ならびに将来の活動計画に關する資料を、定期活動報告にあわせて委員会に提供するよう、要請する。

100. 決議案提案者は、英國代表の修正案を受諾した。“国の専門家(national specialists)”の語は自国では正確な意味を伝えるものではないという数人の代表の意見により、これは“国のための要員(personnel for the country)”とおきかえられた。また、受諾された新しい主文はユネスコの名を挙げているので、修正前文第3節の“職業訓練および雇用(vocational training and employment)”の語の前と、主文第3節の“訓練と雇用(training and employment)”の語の前に“教育(education)”の語が入れられ、また、主文第1節の結びは、“教育組織、職業訓練組織および雇用組織の中で(in the educational system, the vocational training system and the employment system.)”と訂正された。

101. 1963年3月20日、第400次會議において、委員会は決議案を修正どおり、賛成19、反対なし、棄権2で採択した。決議文は次のとおりである。

8(XVII) 専門的・技術的職業分野における

婦人の訓練と雇用の機会

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう、要請する。

(第14章、決議IVB参照)

退職年令および年金受給権

102. ILO代表は、退職年令および年金受給権に關する報告書(E/CN.6/394とCott.1, E/CN.6/410)について説明し、次のように述べた。退職年令および年金受給権の問題には長い経緯がある。経済社会理事会は、この問題の結論に達するにはなお資料が必要と考え、婦人の地位委員会の要請にしたがつてこの問題に關し完全な報告書を作成するよう、ILOに要請した。ILOは、要請された研究を実行に移した。研究の目的は、年金受給年令、資格要件および男女労働者に対する給付の性質と給付額に關する現状の実態を示し、また、年金権に關する現行の規則の中に女子に男子より低い年金受給年令が定められている意味、年金の妥当性、効果的な退職年令等について示唆するにある。この問題は非常に複雑な問題である。政策と慣行、見解や意見もさまざまに異なり、普遍的に妥當な一般的結論の形成を困難にしている。事実とおもな問題点が委員会に提出した報告書の中に説明してある。その中から結論を引き出すのは委員会自身の仕事である。

103. 多くの代表は、ILO作成の報告書に賛意を表した。若干の代表が、自國に關する情報を提供して報告書中の資料を補った。若干の代表は、報告書にある国内法規についてその発効年月が記していないのは遺憾であるとのべた。

104. 退職年令および年金受給権の問題は、多くの國で行なわれている保険もしくは社会保障制度の形態および經濟状態に従いかなり異なるものであるということに委員たちの意見が一致した。高年令者の健康と作業への適性は個人の間でも、また従事する作業の性質によつても大いに異なる。若干の代表が、老令化の生物学的・心理学的現象面について、また男子と比べて女子の職業活動に及ぼす老令化の影響、および高年令者、とくに高年令婦人の雇用の障害について説明した。若干の代表は、義務的退職とは別の、自発的退職を認めることが重要であること、あらゆる退職制度の重要部分である給付の妥当性の問題、およびこの給付を物価と賃金の變動に合わせることの必要を強調した。1人の代表が、家内労働者や家事使用人にも社会保障制度を適用すべきであると指摘した。他の代表が、パート・タイム雇用も社会保障制度の中で考慮の対象にすべきであるとの意見をのべた。

105. 討論はとくに退職年令の問題に集中した。数人の代表は、男子のみ、あるいは女子のみ、もしくは男女ともに適用される特定の義務的退職年令を決めようとするとは無益であるという意見であつた。かれらは、1人の人間が退職を考えるについては、労働継続の欲求度、その地位に止まる能力または他の仕事を見つける能力、健康状態、他の収入源等の要素を考慮に入れるものであると考えた。

106. 若干の委員は、婦人は、生涯を通じて種々の困難な家庭の責任を負うものであるというおもな理由から、男子より低い退職年令を与えられるべきであるという意見であつた。しかし、多くの代表は、女子は男子と同じ条件で退職する権利をもつべきであると思うとのべた。若干の代表は、使用者は一般に将来の雇用の雇用継続期間を考えるものであるから、女子の退職年令を低くすることは婦人が雇用の機会を男子と同等に得ることを妨げ、このことはひいては雇用の機会における婦人の差別待遇を招く結果となると考えた。低い退職年令は、また、職業訓練における男女平等の障害となるとの発言があつた。

決議案の審議

107. フランスと英国が次の決議案(E/CN.6/L.376)を提出した。

“婦人の地位委員会は、

年金受給年令および退職年令に関する制度は、婦人労働者を男子労働者と比較して、いかなる不利な状況におくようなものであつてもならないことを再確認し、

“退職年令および年金受給権”に関するILO報告書(E/CN.6/394とCorr.1, E/CN.6/410)は、年金制度に影響を与える経済的・社会的・人口統計的条件が国によつて著しく相違するにもかかわらず、退職に関する規定を男女同一とする傾向があることを明らかにしていることに注目し、

この報告書は、したがつて年金規定一般およびとくに男女の年金受給年令がきわめて多様であることをも明らかにしていることを認め、

さらにこの報告書は、男子と女子の年金受給年令の関係について、諸国政府および婦人団体の間に意見の相違があることを明らかにしていることを認め、

国家的・社会的・経済的政策および条件を考慮するとき、退職年金受給者に経済的保護を与えるべき社会保障および保険制度において定める年金受給年令および年金受給権の規定は、多様な、しかも変動しつつある諸情勢や個人的必要、および効果的退職についてそれぞれに理由ある個人の希望にこれが合致するよう、十分柔軟性をもたせるべきであることを勧告する。”

108. 決議案に対する次の修正案(E/CN.6/L.378)がソ連から提出された。

(1) 前文第1節中、“再確認し(Reaffirming)”の語を“考慮し(Considering)”の語におきかえる。“not”の語を削除し、“いかなる不利益(any disadvantage)”の語を“利益(an advantage)”の語とおきかえる。

(2) 前文第2節中、“にもかかわらず……”ということ(that, despite)”の語と“退職に関

する規定を男女同一とする傾向がある(there is a trend towards equal provisions in retirement for men and women)”の語を削除する。

(3) 主文の末尾に、“および女子に男子より早い年金受給年令を規定すべきである(and should provide for an earlier pensionable age for women than for men)”を加える。

109. コロンビアとスペインが、フランスと英国提出の決議案に対し、次の修正案(E/CN.6/L.379)を提出した。すなわち、主文の末尾に、“あらゆる男女労働者は同一の条件を与えられ(all men and women workers being afforded equal conditions)”の語を加えるというものである。

110. インドネシア代表は口頭で、主文中“十分柔軟性のある(sufficiently flexible)”の語を“柔軟性において男女平等な(equal for men and women in their flexibility)”の語とおきかえるという修正を提案した。

111. オランダ代表は口頭で、主文の末尾に、“男女の労働に対する経済的条件を平等にするという傾向があることを念頭におき(bearing in mind the trend towards equal economic conditions for the work of men and women)”の語を加えるという修正を提案した。

112. 英国代表が口頭で、コロンビアとスペインの修正案(E/CN.6/L.379)を“差別のないようなやり方で(in such a manner as to involve no discrimination)”といいかえるという修正を提案した。

113. 第402次会議において、婦人の地位委員会は、決議案およびすべての修正案を決議小委員会の5人の委員と修正案提案者(フランス、コロンビア、ガーナ、インドネシア、オランダ、スペイン、英国、米国およびソ連)からなる起草小委員会に付託した。

114. 起草小委員会は、1963年3月22日に会合を開いた。その報告は文書(E/CN.6/L.386)に含まれている。小委員会は、(a)フランスと英国提出の決議案(E/CN.6/L.376) (b)ソ連修正案(E/CN.6/L.378)、および(c)起草小委員会賛成4、反対なし、棄権5で採択した修正案の3案を婦人の地位委員会の審議に移すことに意見が一致した。この(c)の修正案は、決議案主文末尾に、“男女に対する年金規定を平等にするというようべき傾向があることを念頭におき(bearing in mind the encouraging trend towards equal pension provisions for men and women)”の語句を加えるというものである。

115. オランダ代表は口頭で、起草小委員会の採択した語句を、“男女の労働に対する経済的条件を平等にするというようべき傾向があることを念頭におき(bearing in mind the encouraging trend toward equal economic conditions for the work of men and women)”

とおきかえるという修正を提案した。

116. フランス代表は口頭で、“婦人(women)”の語のあとに“退職年令および年金受給権に関する規定の平等を含めて(including equal provisions in the matter of age of retirement and the right to pension)”の語句を加えるという、オランダの口頭による修正案に対する再修正を提案した。

117. 委員会はまず最初にオランダ修正案を票決に付すことに意見が一致し、それは全会一致で採択された。次に委員会はフランスの口頭による再修正案を賛成10、反対5、棄権6で採択した。コロンビアとスペイン提出の修正案(E/CN.6/379)とソ連修正案(E/CN.6/378)は撤回された。委員会は次に決議案本文を、修正どおり賛成14、反対なし、棄権6で採択した。

118. 1963年3月25日、第406次会議において、委員会は決議案全文を修正どおり賛成15、反対なし、棄権6で採択した。決議文は次のとおりである。

9(XVII) 退職年令および年金受給権

婦人の地位委員会は、

年金受給年令および退職年令に関する制度は、婦人労働者を男子労働者と比較して、いかなる不利な状況におくようなものであつてもならないことを再確認し、

“退職年令および年金受給権”に関するILO報告書(E/CN.6/394とCorr.1, E/CN.6/410)は、年金制度に影響を与える経済的・社会的・人口統計的条件が国によつて著しく相違するにもかかわらず、退職に関する規定を男女同一とする傾向があることを明らかにしていることに注目し、

また、この報告書は、したがって年金規定一般およびとくに男女の年金受給年令が、きわめて多様であることを明らかにしていることをまとめ、

さらにこの報告書は、男子と女子の年金受給年令の関係について、諸国の政府および婦人団体の間に意見の相違があることを明らかにしていることをまとめ、

国家的・社会的・経済的政策および条件を考慮するとき、退職年金受給者に経済的保護を与えるべき社会保障ないし保険制度において定める年金年令および年金権の規定は、多様な、しかも変動しつつある諸情勢や個人的必要、および効果的退職についてそれぞれに理由ある個人の希望に、これが合致するよう、十分柔軟性をもたせるべきであり、また、退職年令および年金受給権に関する規定の男女平等を含めて男女の労働に対する経済的条件を平等にするというよろこぶべき傾向があることをもあわせて念頭におくべきであることを勧告する。

第5章 人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助

119. 委員会は第403次から第406次会議にわたり議題6を審議した。提出された資料は、人権の分野における助言サービス計画に関する事務総長報告書(E/CN.6/416)と後進国における婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長覚書(E/CN.6/417)である。また、

1962年5月に東京で開催された、家族法上の婦人の地位に関する1962年のセミナーの報告(ST/DAQ/HB/14)も提出された。

120. 一般討論の間に、ドミニカ共和国とギニアのオブザーバーから意見発表があつた。

121. 諮問的地位にある民間団体として、国際婦人同盟(E/CN.6/131)、国際婦人協議会(E/CN.6/139)および国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/133)からそれぞれ意見書が提出された。討論の間に、世界国際連合協会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、国際社会民主主義婦人協議会のオブザーバーからそれぞれ意見発表があつた。

122. 委員会が決議10(XVII)を採択した(第137節以下参照)のち、次の民間団体を代表して口頭による意見発表が行われた。——国際自由労連、カトリック国際社会事業連合会、国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、国際人権連盟、汎太平洋東南アジア婦人協会、婦人国際平和自由連盟、世界カトリック青年婦人連盟、世界カトリック婦人団体連盟、世界YWCA、世界ガールガイド・ガールスカウト協会。この意見発表の中で、委員会が決議10(XVII)を全会一致で採択したことに満足の意が表された。

123. 事務総長の助言サービス計画に関する報告書によれば、総会は決議1782(XVII)により、フェロシップ給与の数を少なくとも1962年の2倍にしようフェロシップ財源の増加を目標として人権分野の助言サービス計画をさらに拡大すべきことを決定し、また、セミナー、フェロシップおよび専門家サービスの形における助言サービス計画によつて諸国政府に与えられる機会の増大について事務総長がしかるべく広報すべきことを決定した。

124. 事務総長はさらに、1963年中に3回の地域セミナーが企画されていることを伝えている。すなわち、4月29日から5月11日までオーストラリアのキャンベラで人権の保護における警察の役割に関するセミナー、8月6日から19日までポーランドのワルシャワで児

童の権利に関するセミナー、および9月10日から23日までコロンビアのボゴダで家族法上の婦人の地位に関するセミナーの3回である。事務総長はまた、1964年中に3回の地域セミナーが計画されており、それらは報道の自由に関するもの、後進国における人権に関するもの、および家族法上の婦人の地位に関するものであると伝えている。

125. 事務総長は、1962年12月現在までにフェロシップ応募が44人あり、19人に對してすでに給付されたとのべ、総会決議1782(XVII)にもとづき、1963年中には30人以上のフェロシップが許可になるであろうとのべている。

126. 人権委員会の要請により、事務総長は助言サービス計画の効果を高めるための種々の示唆を提案を検討した。第1に、事務総長は、人権に関する地域研究所の設置と人権に関する訓練講習を設けることの可能性を検討した。手はじめの実験として、訓練講習を1964年に1回と1965年に1回開設する案が出されている。もしこれらの実験が成功すれば、それから地域研究所の設置を考慮することとなる。事務総長はまた、人権に関する講師のサービス供与、経済的・社会的権利に関する地域セミナーの企画、およびセミナーに対し原則、結論および勧告の作成を要請すること、等の可能性をも検討している。

127. 後進国における婦人の進歩に関する事務総長覚書(MN.6/417)の中で、事務総長は、総会決議1777(XVII)について伝えている。この決議は、後進国の婦人の進歩のための国連長期統一計画の着手と遂行をとくに目指す新たな財源の準備と開発の可能性について、また、人権の分野における助言サービス計画および社会福祉助言サービス計画の枠内でセミナー、フェロシップおよび専門家を派遣により後進国の婦人の進歩のために行なう援助を拡大することの可能性について、事務総長が加盟諸国、専門諸機関、国際連合児童基金および関係民間団体と協力して研究するよう要請するものである。総会はまた、婦人の進歩のための国連長期計画の樹立について婦人の地位委員会が事務総長と協力するよう、要請している。

128. 助言サービス計画についての討論の中で、委員会の全代表が地域セミナーの開催にあたつての事務総長の労苦と招待国となつた諸国政府の厚意に対して謝意を表した。セミナーの影響は、そのセミナーが開催される特定の地域を超えて及ぶものであることが指摘された。すなわちセミナーは、共通の問題に解決を求めようとする国際協力の価値の実例を示すものであり、また、すべての国に互いに学び合う機会を提供するものである。形式的な原則、結論もしくは勧告の作成をセミナーに求めるべきではないというのが一般の意見であつた。セミナーにおける自由な意見の交換の方が形式的な決議の採択よりも委員会にとって価値があると考えられた。

129. 若干の代表が、上級官吏は自国政府の政策に影響を及ぼすことができるという理由から、セミナーには上級官吏が出席するのが有効であると強調した。他の代表が地域セミナーのバックグラウンド・ペーパーは異なる地域の多くの国々に共通な問題を検討しているのも、非常に貴重な文書であるからこれは広く配布すべきであるとのべた。

130. 今後のセミナーに関して種々の発言があつた。多くの代表が、セミナーは全世界を通して婦人の地位改善の効果的な方法であるから、もつと頻りに、とくに後進国で開催すべきであると思うとのべた。このほか、セミナーではもつと広範囲のさまざまな問題を取り上げるべきであるとの示唆もなされた。これまでのセミナーでは婦人の公的生活参加の問題と家族法上の婦人の地位の問題を審議してきたが、今行なつている家族法上の婦人の地位に関する一連のセミナーが完了したのも、今後のセミナーでは教育の権利と機会、経済的権利と機会、専門的職業訓練と職業指導、経済的・社会的な生活への婦人の参加、等の問題をも取り上げるべきであるとの意見がのべられた。

131. また、大学教授をセミナーに招いて講演を依頼するとか、人権分野のフェロシップを受けた人々をセミナーに参加させるのも有効ではなかろうかとの発言があつた。

132. 数人の代表が、人権に関する地域研究所の設置に賛意を表した。他の代表が、訓練課程の開設は地域研究所設置への重要な一段階であると思うとのべた。1人の代表は、人権に関する巡回講師団を地域内の1群の国々の間に分散的に配置して巡回させるという方法であれば、主婦を含めてより多くの人々に恩恵が及び、地域別訓練講習や海外フェロシップより財政措置も容易であろうとのべた。若干の代表が、人口統計調査において、主婦は経済的活動人口の部類に入れるべきであると指摘した。

133. 若干の代表は、フェロシップが後進国の婦人の進歩を助ける上で真に有益であるかどうか疑問であるとのべた。他の代表は、フェロシップを与えられる婦人があまり多くないことは遺憾であるとのべた。比較的高い地位にある人々が他国の関係業務を研究しようように、フェロシップの回数をふやして、期間を短くしてはどうかとの示唆があつた。

134. また、個々のセミナーについて発言があつた。日本代表は、東京セミナーのあとで、婦人の地位に関する2回の国内セミナーが日本において開催されたとのべた。コロンビア代表は、1963年9月、ボゴダにおいて開催予定のセミナーによつて広く一般の関心が高まつてきたことを報告し、これにもまた国内セミナーが続くことを希望するとのべた。オーストラリア代表は、キャンベラで開催予定の人権保護における警察の役割に関するセミナーにおいて、出席者の若干が婦人であるよう、希望を表明した。フィンランド代表は、ブカレスト・セミナ

一の結論と東京セミナーのそれとの一般的一致に注目した。

決議案の審議

135. 後進国の婦人の進歩に関する決議案 (E/CN.4/L.387) がオーストラリアと米国から提出された。決議案を説明して提案者たちは、婦人の進歩のための統一的長期計画樹立の問題を委員会は研究すべきであるとのべた。この決議案の本文第1節と第2節は次のとおりである。

“婦人の地位委員会は、

1. 事務総長に要請する。

(a) 委員会の、もしできれば第18回会議に、婦人の進歩のために加盟国が利用しうる資金についての概略の説明を、できれば図解をつけ、援助を求めるさいの申請方法の説明も付して、提出すること。これは国連の行なうすべての事業に関する定期報告にもとづいて作成すること。また諮問的地位にある民間団体については、団体の提供する情報にもとづいて作成すること。

(b) 地理的にみて、また実質的必要からみて、これらの資金に重大な欠陥があれば、そのことについて説明すること。

2. 諮問的地位にある民間団体が後進国の婦人の進歩を援助するために着手した事業に対し、国連もしくは専門諸機関が技術援助、助言サービス、その他の計画による適切な協力を与え、これらの事業の推進を容易にする可能性について、事務総長がこれを研究するよう要請する。上記第2節に関し、国際連合は後進国の婦人の地位を進めるためのいかなる計画においても民間団体を援助すべきであるが、これは国際連合が民間団体の行なう事業に資金を供給すべきであるという意味ではないと説明された。

136. この決議案はまた、経済社会理事会が後進国における婦人の進歩に關する以下の本文を含む決議案を採択するよう勧告するものである。

“1. 婦人の進歩のための統一的長期計画樹立の第1段階は、すでに婦人の地位委員会の着手している、現在の資金の検討および評価であると考え。

2. 加盟諸国、専門諸機関および諮問的地位にある民間団体に対し、それらが行なう用意のある計画、もしくは後進国の婦人の進歩のための国連計画にそれらが寄附することのできる新たな資金について事務総長に報告するよう要請する。

3. 加盟諸国に対し、自国における婦人の地位改善のための企圖を立て、勧告を行なうために

公務・教育・雇用・地域開発・その他公的生活の種々の面に経験ある男女指導者よりなる婦人の地位国内委員会を任命することの価値に注意を喚起する。”

上記第2節に関し、事務総長代理は、総会決議1777 (XVII) にもとづき、事務総長は次の事項について加盟諸国政府に諮問しており、また、専門諸機関および民間団体にも諮問する予定であるとのべた。すなわち、(a) 後進国にとくに重点をおく長期計画の可能な範囲と内容、(b) 長期計画と現行の計画との関係、(c) 国連援助がもつとも有効な領域、(d) もつとも有益な援助の形態、および(e) 婦人の長期的進歩のための新たな資金提供の可能性、以上が諮問事項である。この説明ののち、オーストラリアと米国の代表は、決議案第2節を撤回した。

137. 1963年3月25日、第405次会議において、委員会は決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

10 (XVII) 後進国における婦人の進歩のための国連援助

婦人の地位委員会は、

総会決議1777 (XVII) の中で総会が後進国の婦人の進歩のための統一的長期計画の可能性について示唆し、先進国と関係民間団体がこのために新たな資金を提供するであろうとのべていることに注目し、

いかなる地域における婦人の進歩も、計画の樹立とその計画の実施に協力するその地域の男女の積極的参加に主として依存するものであることを考慮し、

加盟諸国は、拡大技術援助計画、特別基金、および人権、社会福祉関係の国際連合助言サービス計画によつて行なわれる援助の情報や、専門諸機関および諮問的地位にある民間団体の行なう援助の情報を含めて、この目的のためにある国連の種々の資金に関する包括的な情報を提供されるべきであると考え、

1. 事務総長に対し次のことを要請する

(a) 委員の、もしできれば第18回会議に、婦人の進歩のために加盟国が利用しうる資金についての概略の説明を、できれば図解をつけ、援助を求めるさいの申請方法の説明も付して、提出すること。これは国連の行なうすべての事業に関する定期報告にもとづいて作成すること。また諮問的地位にある民間団体については、団体の提供する情報にもとづいて作成すること。

(b) 地理的にみて、また実質的必要からみて、これらの資金に重大な欠陥があれば、そのことについて説明すること。

2. 諮問的地位にある民間団体が後進国の婦人の進歩を援助するために着手した事業に対し、国連もしくは専門諸機関が、技術援助、助言サービス、その他の計画による適切な協力を与え、これらの事業の推進を容易にする可能性について、事務総長がこれを研究するよう要請する。
3. 経済社会理事会在次の決議を採択するよう、勧告する。

(第14章、決議V参照)

138. 人権の分野における助言サービスに関する決議案(E/CN.4/L.388)がインドネシア、日本、ペルー、フィリピンおよび米国から提案された。その本文は次のとおりである。

1. 事務総長に対し、すべての段階の教育・職業指導・職業訓練および雇用に對する婦人の機会にとくに留意しつつ、婦人の経済的・社会的な生活への完全参加を目標として、後進国の婦人の進歩に関する新たな一連の地域セミナーを開催することを考慮するよう、提案する。
2. 人権の分野における助言サービス計画にもとづく活動の拡大を計画するにあたり、事務総長が、政治的権利の有効な行使、教育機会の改善、専門的・技術的職業訓練、一般職業訓練その他平等の原則を婦人に関係するすべてのことについて実現するための諸般の活動、等これらの問題を会議の主題とするようなセミナーを婦人の地位関係にもつと多く割り当てることを考慮するよう、希望を表明する。”

139. この決議は、もしこれが採択されたときは、助言サービス計画の現行予算の範囲内で実行されるという了解がなされた。

140. フィリピン代表は、他の決議案提案者の同意を得て、第2節を書き改め、“セミナー(seminars)”の語のあとに“研究会、訓練講習、講演旅行およびフェロシップ(workshops, training courses, lecture tours and fellowships)”の語を挿入した。英国代表は、第2節の“活動(activities)”の前の“拡大(expanded)”の語および“セミナー(seminars)”の前の“より多くの(more)”の語を削除することを示唆した。これは、決議案提案者たちに受け入れられた。フランス代表は、第2節末尾の“婦人に関係するすべてのことについて(in all matters affecting women)”の文を“すべての分野におけるすべての市民の(of all citizens in all fields)”とおきかえることを提案した。これもまた提案者に受け入れられた。コネスコ代表は、第1節中“事務総長(Secretary-General)”のあとに“適当な専門機関と協力して(in collaboration with the appropriate specialized agencies)”の語句を挿入し、また、第2節の“このような問題に関し(on such topics)”の語を“このような問題の研究を含むような(which will include the study of such topics)”とおきかえ

ることを示唆した。コネスコの意見も決議案提案者たちに受け入れられた。ガーナの代表が、“講演旅行(lecture tours)”と“フェロシップ(fellowships)”の間の“および(and)”の語を“および/もしくは(and/or)”とおきかえることを提案し、これは票決に付され、反対10、賛成5、棄権3で否決された。

141. 1963年3月25日、第406次会议において、委員会は決議案を修正どおり賛成16、反対なし、棄権4で採択した。決議文は次のとおりである。

11(XVII) 人権の分野における助言サービス

婦人の地位委員会は、

人権の分野における助言サービス計画にもとづく婦人の地位に関する地域セミナーの不斷の成功、および1963年と1964年の家族法に関するセミナーの計画を高く評価し、

この事業の拡大を歓迎し、

セミナー、研究会、訓練講習、講演旅行およびフェロシップはいずれも技術援助拡大の効果的な方法であり、これらすべての方法は助言サービス計画を推進するにさいし考慮にいれるべきであると信じ、

1. 事務総長に対し、適当な専門機関と協力して、すべての段階の教育、職業指導、職業訓練および雇用に對する婦人の機会にとくに留意しつつ、婦人の経済的・社会的な生活への完全参加を目標として、後進国の婦人の進歩に関する新たな一連の地域セミナーを開催することを考慮するよう提案する。
2. 人権の分野における助言サービス計画にもとづく活動を計画するにあたり、事務総長が、政治的権利の有効行使、教育機会の改善、専門的・技術的職業訓練、一般職業訓練、およびあらゆる分野における市民平等の原則実現のためのその他の活動等を研究テーマとするセミナー、研究会、訓練講習、講演旅行およびフェロシップを婦人の地位関係に割り当てることを考慮するよう、希望を表明する。

142. フランスとポーランドが、国連地域経済委員会に種々の資格で働くよう婦人を指名することが望ましいという趣旨の決議案(E/CN.4/L.389)を提出した。決議案を説明してフランス代表は、地域経済委員会の扱う問題の多くは婦人に重大な関係のある問題であるが、これらの委員会の事業に参加している婦人は非常に少ないとのべた。簡単な意見の交換ののち、1963年3月25日、第406次会议において、委員会は全会一致で決議案を採択した。決議文は次のとおりである。

12 (XVI 1) 地域経済委員会の事業への婦人の参加

婦人の地位委員会は、

総会決議 1777 (XV, I I) に注目し、

経済社会理事会決議 37 (IV)、106 (VI) および 671 (XXV) に注目し、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(第 14 章、決議 VI 参照)

第 6 章 私法上の婦人の地位

143. 委員会の議題 7 は、「私法上の婦人の地位：(a) 婚姻の同意・最低年令および婚姻の登録に関する勧告案、(b) 婚姻解消・婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果」であるが、委員会は第 404 次会议において、(b) 項の審議を第 18 回会議に延期することに決定した。

144. 委員会は、第 407 次会议と第 408 次会议において、(a) 項を審議した。資料として、婚姻の同意・婚姻の最低年令および婚姻の登録に関する勧告案についての事務総長覚書 (E/CN.6/414) が提出された。国際婦人同盟 (E/CN.6/NGO/132)、国際婦人協会 (E/CN.6/NGO/139) および国際有識婦人クラブ連合会 (E/CN.6/NGO/135) からそれぞれ意見書が提出された。

145. 事務総長覚書によれば、総会は 1962 年 11 月 7 日の総会決議 1763 (XVII) により、委員会が同件条約案に関する総会の討論を考慮に入れた上で本勧告案を審議するよう依頼すべく経済社会理事会に要請した。総会はまた、“その審議の結果を第 18 回総会における勧告案の審議に間に合うよう提出するよう” 経済社会理事会に要請した。理事会はこの決議を 1962 年 12 月 19 日委員会に伝達した。

146. 総会は、1962 年 11 月 7 日、婚姻の同意・婚姻の最低年令および婚姻の登録に関する条約を採択し、決議 1763 A (XVII) により、1962 年 12 月 10 日署名のために開放した。事務総長代理は、その日付以後条約に署名したのは 12 カ国で、まだ批准も加盟も行われていないと委員会に報告した。

147. 経済社会理事会が 1961 年に決議 821 I I B (XXXII) によつて総会に転達した勧告案テキストは、まだ総会の審議にかかつていない。したがつて、委員会に提出されている勧告案テキストは、委員会が第 15 回会議において作成したものであり、それは次のとおりである。

婚姻の同意・婚姻の最低年令および
婚姻の登録に関する勧告案

経済社会理事会は、

世界人権宣言第 16 条の規定にしたがい、成年の男女は、婚姻し、家庭をつくる権利を有す

ること、成年の男女は婚姻するにあたり平等の権利を有すること、また、婚姻は配偶者となろうとする者の自由かつ完全な同意のみによつて成立することを認め、

1954年12月17日の総会決議843(IX)を想起し、

さらに、婚姻の年齢、婚姻の同意および婚姻の登録について一定の規定を設けている

1956年の奴隷制度・奴隷売買および奴隷制度に類似の制度と慣行の廃止に関する補足条約第2条を想起し、

また、憲章第62条第2節によつて、経済社会理事会は、すべての者の人権と基本的自由の尊重および遵守を助長するために勧告を行なうこと、また憲章第64条により、経済社会理事会は、理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置について報告を受けるため、国際連合加盟国と取りきめを行なうことができることも想起し、

I 既存の立法もしくはその他の方法によつて規定されていない場合は、各国はその憲法上の手続きに従い、次の諸原則を実施するために必要な立法的もしくはその他の措置をとるよう、勧告する。

(1) 両当事者の完全で自由な同意のない婚姻はすべて法律上成立しないものとする。この同意は、当事者本人が、結婚式を主宰する権限ある当局および法の定める証人の前で声に出し、公けに表明しなければならない。

(2) 15才以下の者の婚姻は、法律上成立しないものとする。ただし権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年齢について特別免除を認めたときはこの限りでない。

(3) すべての婚姻は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行われねばならない。

II 各加盟国は、本決議にかかる婚姻の自由な同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告を立法その他の措置を管轄する当局にできるだけ早い実施可能な時期に、できれば本勧告採択後18カ月以内に、提出するよう、勧告する。

III 加盟国は、本勧告にしたがい本勧告を権限ある当局に提出すべくとつた措置について措置後なるべく早く、権限を有する当局およびその当局が行なつた措置についての詳細を付して、事務総長に通報するよう、勧告する。

IV さらに、加盟国は、本勧告の取扱い問題についての自由の法律や実際の状況を3年目の終りとその後は5年ごとに事務総長に報告し、それには勧告の規定をどの程度実施したか、また実施するつもりか、および規定を適用するにはそれにどのような改修が必要であつたか、

また必要となるかについてのべるよう、勧告する。

V 事務総長は、諸国政府からの報告を内容とする文書を、婦人の地位委員会のために作成するよう、要請する。

VI 婦人の地位委員会は、本勧告にしたがつて諸国政府の提出した報告書を検討し、これに関する報告とあわせて、必要と思う勧告を、経済社会理事会に提出するよう、要請する。

VII 総会が次の決議案を採択するよう、勧告する。

総会は、

憲章第60条によつて、経済的・社会的国際協力に関する国際連合の機能を果たす責任は総会にあり、また、総会の権威のもとに経済社会理事会にあることを想起し、

経済社会理事会が、1961年7月19日の決議821IIIB(XXXII)において、国際連合加盟国に対し婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告を行なつたことに注目し、

理事会が決議821IIIB(XXXII)において行なつた勧告および取りきめに賛同する。

148. 経済社会理事会が1961年の第32回会議において勧告案を審議した際、2つの修正案が提出された。第1の修正案はデンマークと英国の理事会代表によるものであり、第2の修正案はニュー・ジージーランドとスペインの代表によるものである。1961年7月19日の決議821IIIB(XXXII)において、理事会は委員会の作成した勧告案を、第32回理事会における修正案と討論の記録(E/CN.7/SR.435, 436, 439と440)とともに総会に転送した。

149. デンマークと英国の提出した修正案は、次のとおりである。

(1) 第I節中、“国(State)”の語の前に“加盟(Member)”の語を入れる。

(2) 第III節中、“およびその当局が行なつた措置についての(and of the action taken by them)”の語を削除する。

(3) 第IV節を削除する。

150. ニュー・ジージーランドとスペイン提案の修正案(註)は、第1款(1)のあとに次の文を加えるというものである。

〔上記〕第I節の規定にかかわらず、次の3条件を具備することを権限ある当局が認めるときは、当事者の一方は出頭を要しないものとする。すなわち、その当事者が、

(a) 結婚式が行なわれるとき、国内にいないこと。

(b) 例外的事情により、出頭が不可能であること。

(c) 法の定める証人の前で、法の定める方式に従いすでに同意を表明し、これを撤回していないこと。

(註) 本修正案は、最初、婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する条約案第1条に対する修正案として提出されたものであるが、経済社会理事会第440次会议において提案者たちは口頭で勧告案にもこれを準用することを提案した。総会において条約案に対するこの修正案は改訂され、改訂どおりの形で条約第1条第2項として採択された。

151. 一般討論において、本質的には婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する条約にもとめられた同じ基本原則を示すだけの勧告が不必要か否かが問題にされた。もしなんらかの勧告が作成されるとすれば、それはこれら諸原則を敷衍するとともに、その実行方法について諸国政府に詳細な指示を与えるようなものでなければならない。とくに、婦人の結婚を守る上に諸国が有効と認めた方法にもとづいて、条約の示す諸原則実施のすぐれた方法を見出し、これをよりこんで勧告案をさらに充実させるべきであると示唆された。さらに、委員会は、婚姻の同意・婚姻年齢および婚姻の登録に関する質問書にこたえて諸国政府が提供した情報ならびに委員会の討論中に出された意見およびその他の信頼しうる筋からの情報を考慮に入れてこのような勧告案を作成するよう、事務総長に要請すべきで、その勧告案は、委員会第18回会議で審議に付すべく、事務総長から提出を受けることとし、一方、経済社会理事会には、このような勧告案を作成するという委員会の意図を、条約採択に対する委員会の謝意とともに、総会に伝達するよう要請するとの案が示唆された。

152. 代案として、婦人の結婚を守る上に諸国が有効と認めた方法について、のちにパンフレットとして出版しうるような報告書を事務総長が作成し、委員会第18回会議に提出するという意見が出された。

153. 数人の代表は、勧告案をより詳細なものにするという案に関心を示したが、他の代表は要は勧告案をただちに改訂することであると考へた。1961年に委員会自身が勧告案を作成し、現在手もとにあるテキストはその時全会一致で採択されたものであることが想起された。残る仕事は、委員会が経済社会理事会と総会における討論を考慮に入れてそのテキストを検討することだけである。総会は、改訂草案が1963年の第18回総会の審議に間に合うよう提出されることをとくに要請している。

154. 勧告案では条約の諸原則を敷衍すべきであるとする意見に関して、これとは逆に、条

約中にある、論争的となるような細目はすべて勧告案から除く方がよいとの意見がのべられた。数人の代表が委員会の任務はすでに広く受け入れられているこれらの諸原則の実質的審議を再び始めることではなく、むしろこれらの諸原則を勧告案の中にもりこむ方法を見出すことであると思うとのべ、もつとも賢明な道は勧告案の実質条項を条約のそれと一致させるに必要な限度において勧告案を改訂することであると示唆した。条約がこれを批准もしくは加盟した国々しか拘束できないのに対し、以上の方針で作られた勧告が総会の採択を経たのちは、これは疑いなくすべての国々に大きな道義上の影響をもたらすであろう。

155. 英国代表は、第32回経済社会理事会にデンマークと英国から提出された修正案(第149節参照)を支持した。

156. スペイン代表は、同国が経済社会理事会においてニュー・ジーランドと共同提案した修正案の撤回を表明した。その代わりに、同代表は、婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する条約の第1条第2項と同一の用語で起草した次のような修正案を提出した。

“上記第1項の規定にかかわらず、権限ある当局が、特殊事情を認め、かつ当事者の一方が権限ある当局の前で法の定める方式に従いすでに同意を表明し、これを撤回していないことを認めたときは、その当事者は出頭を要しないものとする。”

157. 本修正案に端を発した代理人結婚の問題は、延々と討論された。若干の代表は、例外的とみなせないような事情の場合にも、代理人結婚が有効となることを主張した。しかし他の代表は、代理人結婚という考え方は多くの国々で受け入れられないし、また、このような議論の的となるような新しい内容を含めることは、勧告のテキストに対する意見の一致をいつそう困難にするのみであると思うとのべた。多くの代表が、自国の社会制度・宗教制度の中で代理人結婚が果たした役割について説明した。

158. 中国代表が、勧告案第I節の(2)は、次のように条約第2条の用語と類似の用語で書き直して提出すべきであると提案した。

“加盟国は、婚姻の最低年齢を定める立法措置をとらねばならない。この年齢以下の者の婚姻はすべて法律上成立しないものとする。ただし、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年齢について特別免除を認めたときはこの限りでない。”

159. 数人の代表が勧告では婚姻の同意の年齢を定めるべきではないという意見に賛意を表した。同意の年齢を定めることに反対しない者の中には、勧告案に示された年齢、すなわち15才は高すぎると考えるものと、低すぎると考えるものがあつた。

160. ポーランド代表が、勧告案第V節は、“勧告の三原則実施の方法に関する

(concerning methods of implementing the three basic principles of the Recommendation) の語を加えて修正すべきであると提案した。

161. 委員会第408次会议において英国修正案の第1点は、賛成16、反対3、棄権2で採択された。

162. ス페인修正案は部分的に票決に付された。“事情が例外的であり、また (that the circumstances are exceptional and)” の語は、賛成11、反対2、棄権8で採択された。修正案全体は賛成9、反対5、棄権7で採択された。

163. 中国修正案は、賛成8、反対5、棄権5で採択された。

164. 勧告案第1節は、修正どおり、賛成16、反対なし、棄権3で採択された。

165. 英匡修正案の第2点は、賛成17、反対なし、棄権3で採択された。第3節は、修正どおり全会一致で採択された。

166. ポーランド修正案は、賛成17、反対なし、棄権4で採択された。第5節は、修正どおり全会一致で採択された。

167. 英国修正案の第3点は、賛成20、反対なし、棄権1で採択された。

168. 英国代表が、委員会は総会決議1763B(XVII)に注目し、委員会の作成した婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告の採択を総会に勧告するよう経済社会理事会に要請する、という主旨の決議案(E/CN.6/L.391)を提出した。

169. 1963年3月26日、第408次会议において、勧告案テキストをもちこんだ決議案は、修正どおり、全会一致で採択された。委員会の採択した決議は次のとおりである。

1.3(XVII) 婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告案

婦人の地位委員会は、

総会決議1763B(XVII)に注目し、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、要請する。

(第14章、決議案Ⅳ参照)

第7章 結婚婦人の国籍

170. 委員会は第409次会议において、議題8を審議した。資料として、25カ国における結婚婦人の国籍に関する法制の最近の改変に関する事務総長追加報告(E/CN.6/254/Add.8)が提出された。同報告書にはまた、条約当事国の一覧表と、第7条に従い領土適用に関する通告を行なった国の一覧表が含まれ、そのほかに結婚が妻の国籍に及ぼす効果を示す第3の表が含まれている。

171. 委員たちは条約批准国数に満足の意を表し、この数が引き続き増加することを希望するとのべた。2人の代表が、自国では結婚婦人の国籍に関する法制はすでに条約の原則と一致しているとのべた。オランダ代表は、条約批准促進に必要な措置が政府によつてとられているとのべた。英国代表は、条約は今や英国統治下の全地域で実施されていると報告した。

172. 数人の代表が、事務総長追加報告とその含む情報に謝意を表した。1人の代表から、結婚婦人の国籍関係の法律条文は他の筋から入手しうるので、今後の報告書には含める必要がないとの示唆があつた。しかし、条約に加盟していない国々に制定された法律を知ることが委員会にとつて有益であると指摘され、情報が入手しうるときには、報告書はひきつづき出すべきであると考えられた。

173. 販売出版物「結婚婦人の国籍」の新しい版が、1963年に予定されていることが注目された。

第8章 少数者の差別防止および保護に関する小委員会 第15回会議(1963年)に出席した婦人の地 位委員会代表の報告

174. 委員会は第404次会議において、議題9を審議した。委員会は、1963年1月14日から2月1日まで国連本部で開かれた少数者の差別防止および保護に関する小委員会第15回会議に婦人の地位委員会を代表して出席したマリーエレーヌ・ルフォシュ夫人の口頭による報告を聴取した。ルフォシュ夫人は、小委員会の議題のうち2つの項目が委員会にとくに関係があることを想起した。それは、すべての人の、自国その他いずれの国をも立ち去り、自国に帰る権利についての差別に関する小委員会特別記録係イングレス氏(フィリピン)の最終報告(E/CN.4/Sub.2/220)、および婚姻外出生者に対する差別の研究に関する小委員会特別記録係サーリオ氏(フィンランド)の予備報告(E/CN.4/Sub.2/223)である。

175. ルフォシュ夫人は、小委員会委員たちは同夫人が婦人の地位委員会を代表してのべた意見を十分考慮に入れたとのべた。

176. ルフォシュ夫人は、イングレス氏の提出した最終報告書の検討中に、結婚がしばしば出国に関し婦人に制約を加えていることを指摘し、たとえば夫の同意なしに妻は旅券を得ることができないという場合などがこれに該当するとのべた。同代表の勧告にしたがつて小委員会は、すべての人の自国その他いずれの国をも立ち去り、自国に帰る権利の自由と無差別に関するイングレス氏の勧告にもつづいて小委員会が作成した原則案の中で差別待遇の不当な原因を枚举するにあたり、婚姻上の地位にとくに言及することに同意した。その研究に関し、ルフォシュ夫人はまた、未成年者をいずれかの親の旅券の中に含める場合の手続きは、母親の場合も父親の場合も同一であるべきであると勧告した。

177. 婚姻外の子に対する差別の予備研究に関し、ルフォシュ夫人は小委員会において、一方の親に対するいかなる差別も子供に悪い影響をもたらすものであるから、後見に関する両親の権利は平等でなければならないと力説した。と報告した。同夫人の勧告にもつづいて、小委員会はサーリオ氏がこの研究のための情報収集に用いる質問書の中に、(1)父および、(2)母が婚姻外の子を承認することによつて、後見と監護にどのような影響があるかという質問を含めるよう、同氏に示唆することに同意した。

第9章 全米婦人委員会の報告

178. 委員会は第409次会議において、議題10を審議した。全米婦人委員会から報告書(E/CN.4/419)が提出され、全米婦人委員会会長ガブリエラ・ペレス・エシュグリア女史がこれを説明した。

179. 多くの委員が、全米婦人委員会の事業と提出した報告書に謝意を表した。数人の代表は、とくに、この機関を通じて婦人の地位に関する情報と体験の貴重な交換が行なわれることに言及し、また全米婦人委員会の政府間団体としての特殊性を指摘して、この団体の目的と婦人の地位委員会の目的との一致を強調し、両機関の密接な協力関係が継続するよう希望を表明した。婦人の地位委員会は今後他の、とくにアフリカの婦人団体から同様の情報を得ることによつて益するであろうとの示唆があつた。

180. 委員会は全米婦人委員会の報告書に注目した。

第10章 通 信

181. 委員会は第409次会議において議題10を審議した。経済社会理事会決議76(V)(決議304 I(XI)により修正)にしたがつて、事務総長は受けとつた通信を要約し2つのリストを作成した。すなわち、政治・経済・社会・教育の分野における婦人の権利促進に関する諸原則をとり扱った非機密通信リスト(E/CN.4/CR.16)と、婦人の地位に関するその他の機密通信リスト(SW/Communications List, No.10)である。

182. 第389次会議において委員会が指名した通信小委員会(第6節参照)は、1963年3月26日、非機密リストを検討し、その含む通信のうちどれを委員会委員の要請に応じて原文のまま提供すべきかを勧告するための会合を開いた。小委員会は、すべての通信の原文を提供すべきであると勧告した。委員会は全会一致で小委員会の報告(E/CN.4/L.392)を承認した。

183. 委員会は1963年3月27日の最終会議において、通信の機密リストを受けとり、それに注目した。

第11章 委員会事業総覧・事業計画の検討と優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限

184. 委員会は第410次会議において議題12を審議した。事務総長作成にかかる次の文書が委員会に提出された。すなわち、委員会の事業および国際的成果総覧の追加報告(E/CN.4/372/Add.2)、婦人の地位に関する国連販売出版物についての覚書(E/CN.4/420)、事業計画の検討・優先審議事項の設定および文書作成の統制と制限に関する覚書(E/CN.4/421)、および委員会第17回会議中とそれ以前に行なわれた決定にもとづく事業計画案を含む覚書(E/CN.4/L.393)である。

185. 数人の委員が、委員会決議13(XVI)にもとづいて作成された婦人の地位に関する販売出版物についての覚書は、委員会の文書にさらに有用な資料を加えるものであるとの意見を表明し、これが毎年継続されるよう希望した。若干の代表は、これら出版物の販売部数はいかにも少ないとのべた。これらの出版物は地方にある国連の販売取次機関でいつでも入手できるというわけにいかないことが指摘され、販売部数をふやすためにこの事情を調査するよう希望がのべられた。また、事務総長覚書の付録にある婦人の地位に関する出版物一覧をもつと広報すべきであると示唆された。

186. 委員会の事業計画と優先審議事項の設定に関し、事務総長代理は経済社会理事会決議909(XXXIV)に注意を喚起した。この決議は、経済社会理事会の補助機関が新たな研究や報告の要請について審議するにさいし、これらの研究や報告を国際的措置の必要と機会が最も大きい事業分野に集中させるべきことに常に留意するよう、要請するものである。同代理はまた、この事業計画案は委員会にとつても事務局にとつても過重であり、現在の職員の事務能力をもつてこれらすべての要請にこたえることは困難であろうと指摘した。1人の代表が、委員会は今後の議題の中に、婦人に関する人種差別とのたかひの問題を含めることが望ましいとのべ、おま委員会すべての国際婦人団体の婦人問題に関する決議に留意すべきであるとのべた。

187. 数人の代表が、1964年の第18回委員会における諸問題の討議順序について発言した。婦人の政治的権利の問題は、やはり議題の実質項目の冒頭に審議することに意見が一致した。また、後進国の婦人の進歩のための国連援助も優先順位を与えられるべきであると考えられた。多くの代表が、婚姻解消・婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果の項目は延期を

よびなくされたのであるから、この問題は第18回会議において優先順位を与えられるべきであると指摘した。また若干の代表は、後見を含めて親の権利と義務について研究することが重要であると強調し、この問題は1964年に審議すべきであると思うとのべた。

188. 教人の委員が、委員会決議の国内法に及ぼす影響に関する何らかの報告書を遅滞なく審議することの重要性を強調した。この計画は委員会決議のみならず、委員会の勧告の結果採択された経済社会理事会決議および総会決議を含むものと解すべきであり、また最終的にはこの分野の専門諸機関の事業をも含むべきである、との意見がのべられた。事務総長代理は、入手しうる情報にもとづくこの問題の最初の報告書は、婦人の政治的権利および私法上の婦人の地位に関する決議と勧告をとりあげることになるだろうとのべた。

189. 多くの代表が、教育および婦人の経済的権利と経済的機会の重要性を強調し、これらの問題は次の会期において十分検討されるべきであるとのべた。委員会は婦人の失業問題を審議すべきであるとの意見が出され、ILOは婦人の雇用に関係あるILOの活動に関する報告書の中でこの問題を取りあげるよう要請された。ILO代表は、婦人の失業に関し容易に入手しうる情報はすべて、婦人にとくに関係あるILOの活動に関する次回報告書に追加するとのべた。

190. 婦人の経済的権利と経済的機会に関する1964年の事業計画には多くの研究課題があるのであるから、保育所および昼間託児施設の問題は1965年まで延期すべきであるとの示唆がなされた。

191. 若干の委員が委員会は婦人に関係するより広範な問題に注意を向けるために、審議する議題の範囲を広げる必要があるとのべた。委員会は今後、全米婦人委員会のはかにも地域的政府間団体との情報および代表の交換を考慮してはどうかとの発言があつた。

192. 委員会の採択した事業計画は次のとおりである。

A 優先的継続事業 (第18回委員会のための)

事業	根拠
婦人の政治的権利	
(a)政治的権利の分野においてなされた進歩	憲法・選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長報告書 経済社会理事会決議120A(VI)

(b)信託統治地域における婦人の地位

事務総長報告書

委員会、第3回(E/1314第18節)

2.人権の分野における助言サービス

(i)事務総長報告書
(ii)婦人の地位に関する1963年セミナー報告

総会、決議926(X)
委員会、第13回決議IB(XIII)

3.婦人の教育の機会

少女と婦人の中等教育への機会

ユネスコ報告書

委員会、第8回(E/2571、第71節)

4.経済的権利と経済的機会

おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する情報を含む、婦人の雇用に関係あるILOの活動

ILO報告書

委員会、第17回決議8(XVII)およびE/3742第189節

5.同一労働同一賃金

ILO報告書

経済社会理事会決議504G(XVI)および884B(XXXIV)
委員会、第16回決議4(XVI)

6.人権に関する定期報告

(i)1960-1962年の諸国政府報告書の事務総長による概要
(ii)専門諸機関の権限内の諸権利に関する各機関の報告書

経済社会理事会決議858B(XXXIV)

7.委員会事業と国際的成果総覧

事務総長追加報告

委員会、第14回(E/3360、第144節)および第15回(E/3464、第203節)

8.婦人の地位に係る国連販売用出版物

出版物を一覧表にした事務総長覚書

委員会、第16回決議13(XVI)

B 優先的特別計画		
1. 後進国における婦人の進歩のための国連援助	事務総長報告書	委員会、第17回決議10 (XVII)
2. 私法上の婦人の地位		
(a) 婚姻解消・婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果	事務総長報告書	委員会、第15回決議14 (XV)
(b) 後見を含む親の権利と義務	事務総長報告書	委員会、第16回 (E/3606/Rev.1, 第152節)
(c) 家族法上の婦人の地位および財産権に関する法制と慣行	事務総長追加報告	経済社会理事会決議587 DI (XX)
3. 婦人の経済的権利と経済的機会		
(a) 婦人のパートタイム労働	ILO報告書	委員会、第15回決議6 (XV)
(b) 少女と婦人の職業指導と職業訓練	ILO報告書	委員会、第16回決議6 (XVI)
4. 委員会決議と勧告の国内法に及ぼす影響	事務総長報告書	委員会、第16回 (E/3606/Rev.1, 第148-151節)、第17回 (E/3749, 第188節)

C その他の事業計画 (今後の委員会のための)		
1. 婦人の政治的権利		
(a) 婦人の参政権に関する条約の原則履行に関する情報の概要	事務総長報告書	委員会、第17回決議1 (XVII)
(b) 婦人の参政権条約加盟国の条約実施状況	事務総長追加報告書	経済社会理事会決議504 E (XVI)、委員会、第13回 (E/3228, 第25節)、第

(c) 非自治領における婦人の地位	事務総長追加報告書	委員会、第3回 (E/1316, 第18節)
2. 婦人の教育への機会		
(a) 婦人にとくに関係あるユネスコの活動	ユネスコ報告書	経済社会理事会決議154 F (VII)、委員会、第17回決議4 (XVII)、5 (XVII)、6 (XVII)
(b) 少女と婦人の高等教育への機会	ユネスコ報告書	委員会、第8回 (E/2571, 第71節)
3. 経済的権利と経済的機会		
(a) 婦人の雇用に関係あるILOの活動	ILO報告書	経済社会理事会決議821 IV B (XXXII)、委員会、第17回、決議5 (XVII)
(b) 保育所および昼間託児施設	WHO, ILO および国際児童センターの入手した情報を伝達する事務総長報告書	委員会、第16回決議7 (XVI)
4. 結婚婦人の国籍	事務総長追加報告書	経済社会理事会決議547 D (XVIII)、委員会、第10回 (E/2350, 第125節)

D 出版物		
1. 婦人の地位に関するニューズレター	年2回発行 (2月と9月)	委員会、第4回 (E/1712, 第93節)
2. 婦人の市民教育および政治教育に関するパンフレット	1964年発行	委員会、第15回決議1 (XV)、第17回決議3 (XVII)

3.改訂版結婚婦人の国籍
(販売番号: 1955.
IV. 1)

1963年発行

経済社会理事会決議
722C (XXVII I)

4.改訂版結婚婦人の法的地位
(販売番号: 1957.
IV. 8)

1964年発行

経済社会理事会決議
884D II (XXXIV)

第12章 次回会議の開催地

193. 1963年3月27日の第410次会議において、委員会は第18回会議に対して加盟国からの招請がない場合は、同会議は1964年にジュネーブで行なうよう経済社会理事会に勧告する内容のアルゼンティン、オーストラリア、中国、コロンビア、チェコスロヴァキア、フィンランド、フランス、ガーナ、インドネシア、日本、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラ・レオネ、スペイン、ソ連、アラブ連合、英国および米国の21カ国共同決議案 (E/CN.4/L.394) を審議した。フランス代表が口頭で、決議案の修正案として、委員会は婦人の地位委員会の年次会議と人権委員会の年次会議とが同時に開催されないよう希望を表明すべきであると提案した。修正案と決議案はともに全会一致で採択された。

194. 決議文は次のとおりである。

14 (XVII) 婦人の地位委員会第18回会議

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、委員会第18回会議に対して加盟国からの招請がない場合は、

1964年、ジュネーブにおいてこれを開催するよう、勧告する。

婦人の地位委員会と人権委員会とが同時期に開催されることのないよう、希望を表明する。

第13章 報告書の採択

195. 1963年3月29日の第411次会議において、婦人の地位委員会は経済社会理事会に対する第17回会議報告書を全会一致採択した。

第14章 経済社会理事会の採択を求める決議案

I. 婦人の政治的権利(註)

経済社会理事会は、

婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法・その他の法的措置に関する事務総長覚書(A/5153)および婦人参政権条約加盟諸国による本条約の実施状況報告(E/CN.6/360/Add.2)を採択し、
大多数の国が婦人に男子と同等の政治的権利を正式に与えていることに注目し、

国際連合憲章の謳う男女同権の原則が尊重されるべきであるならばこれらの権利の行使こそ基本的に重要であることを考慮し、

婦人が男子と同等の資格で政治・社会問題の分野で活動することの重要性を強調し、

その分野で婦人のなした進歩に関するより包括的な情報が、婦人の地位委員会および社会的進歩と人権の行使に関係あるその他の国連諸機関にとつてきわめて重要であることに注目し、

この問題に関するより包括的な情報が、政府自身にとつても重要であろうことを信じ、

婦人参政権に関する国際連合条約は、情報の集取と提供の適切な範囲を示しているが、経済社会理事会決議504E(XVI)において、本条約加盟国のみが条約の規定実施のために行なつた措置に関して報告等を提出するよう、経済社会理事会から要請されていることに注目し、

1. 事務総長が婦人の地位委員会のために作成する婦人参政権条約に関する報告書(E/CN.6/360とその補遺)には、すべての国連加盟国からの情報を含めるべきことを決定する。
2. 各国連加盟国政府が本条約にのべられている諸原則の実施状況に関して適当と思う情報を、2年目ごとに事務総長に提供するよう、これにはとくに国会議員に選出された婦人の有無、および大臣又は長官・大使・国連駐会もしくは専門機関の代表等、政府・司法・外交関係の要職に任命されている婦人の有無についての情報を含めるよう、要請する。
3. 事務総長に対し、集まつた情報を、要約の形で、本条約実施状況に関する定期報告の中に、増補内容を反映するよう題名および形式に必要な変更を加えて発表するよう、要請する。

4. 事務総長に対し、報告書の中に次の諸表を含めるよう、要請する。(a)婦人が国会議員に選出されている加盟国 (b)婦人が大臣又は長官・大使・国連総会もしくは専門機関代表等、政府・司法・外交関係の要職に任命されている加盟国。

(註) 第24-25節参照

Ⅲ 婦人の市民教育と政治教育 に関するパンフレット草案(註)

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会決議3(XVII)における「婦人の市民教育と政治教育」に関するパンフレット作成のための委員会の勧告に注目し、

1. 事務総長に対し、1964年中にこのパンフレットを作成し、英語・フランス語およびスペイン語で広く配布する準備を整えるよう、要請する。
2. 加盟国がこのパンフレットを自国語に翻訳する措置をとるよう要請する。

(註) 第34-42節参照

Ⅳ 農村地域における少女と 婦人の教育への機会(註)

経済社会理事会は、

すべての婦人が教育を受けることは経済的・社会的福祉と進歩にとつてきわめて重要であることを認め、

農村人口における少女と婦人の比率の大なることを考慮し、

多くの国において、農村地域における少女と婦人の一般教育および農業その他の職業訓練のための施設が不十分なことに注目し、

1. 加盟国政府に対し、農村地域の少女と婦人のためのあらゆる種類の、あらゆる段階の教育と職業訓練について、その発展をはかるための計画と活動をしかるべく優先するよう、また、その目的にそう適当な対策を自国の開発計画の中に織り込むよう、勧告する。

2. 国際連合、専門諸機関、ユニセフおよび国際連合特別基金の通常技術援助計画および拡大技術援助計画のもとに利用し得る財源および便宜について注意を喚起する。

3. エネスコおよびILOに対し、農村地域における少女と婦人の教育・訓練施設の増加、改

善のために、これらの機関が諸国の要請に応じて行なう援助事業を継続するよう、また婦人の地位委員会第19回会議にこの分野での事業について報告するよう、要請する。

4. 諮問的地位にある民間団体に対し、これらの地域の少女と婦人の教育および訓練を強化、改善するための計画の樹立およびその実施に積極的に協力するよう、要請する。

(註) 第62-66節参照

Ⅴ 婦人の経済的権利と経済的機会

A 雇用の機会と労働条件(註)

経済社会理事会は、

婦人の雇用機会拡大のためのILOの事業に満足をもつて注目し、

婦人の職業訓練および職業指導への機会を拡大するためには、なお多くの措置が必要であることを考慮し、

1. ILOが1964年と1965年の国際労働総会のために作成する「変動する世界における婦人労働者」の議題に関するILOの文書とバックグラウンド・ペーパーの写しおよびこの議題に関する会議の結論と勧告が1966年の婦人の地位委員会第20回会議において委員に配布されるよう、要請する。
2. 1964年の国際労働総会の「変動する世界における婦人労働者」の議題審議の参考に供するため、婦人の経済的権利と経済的機会に関する婦人の地位委員会の意見と決定を、その決定の記録を付してILOに伝達するよう、事務総長に要請する。
3. ILOが、総会、地域会議、および産業別委員会その他の委員会において婦人労働者に特殊な問題および婦人の完全な、責任ある経済的参加を促進する方法についての審議を定期的に行なうよう、希望を表明する。
4. ILOの会議にさいし、とくにその会議において婦人の経済的問題と経済的機会についての審議が行なわれる場合においては、ILO憲章にしたがい、加盟国がその代表団に婦人をいれることを考慮するであろうとの確信を表明する。

(註) 第84-90節参照

B

おもな専門的・技術的職業分野における 婦人の訓練と雇用の機会（註）

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会決議8（XV）と決議6（XVI）、経済社会理事会決議771E（XXX）および総会決議1824（XVII）を想起し、

多くの国連加盟国が工業化を目指している現在、この工業化の過程を急速に進めるには、自国に役立つあらゆる種類の要員を十分にもつことが必要であり、したがって、発達した専門的・技術的訓練組織をもつことが必要であると信じ、

婦人は国の経済生活にとって重要な存在であることを考慮し、また、婦人は教育、職業訓練および雇用に対し平等の機会を与えらるべきであると考え、

1. 加盟国政府、民間団体および職能団体が、種々の熟練度の専門家の資格要件を決定し、国内における訓練計画を立てるにあたって、教育組織、職業訓練組織および雇用組織の中で婦人に男子と同等の資格ある地位を与えることの必要を考慮にいれるよう、示唆する。
2. 技術援助計画を担当する国連諸機関および国連専門諸機関がその事業計画を立てるにあたっては、各国の要員訓練に十分な注意を向け、男女がこのような訓練をうける機会を平等にもつことを保証するよう努めるであろうとの確信を表明する。
3. ILOおよびユネスコが、専門的技術的分野の教育、訓練および雇用に関して婦人に与えられている機会と受入れ状況に関する情報ならびに将来の活動計画に関する資料を、定期活動報告にあわせて委員会に提供するよう、要請する。

（註）第98-101節参照

V

後進国における婦人の 進歩のための国連援助（註）

経済社会理事会は、

総会決議1777（XVII）の中で総会が婦人の進歩のための統一的長期計画樹立の可能性に関する報告書を要請していること、および婦人の地位委員会が次期会議において現在ある資金についての検討を行なう予定であることに注目し、

婦人、とくに後進国の婦人の進歩のための企画を立て、国際連合開発10年の諸計画に成果

をあげるには男女が協力してこれに参加することが重要であることを考慮し、

1. 婦人の進歩のための統一的長期計画樹立の第一段階は、すでに婦人の地位委員会の着手している、現在の資金の検討および評価であると考え、
2. 加盟諸国に対し、自国における婦人の地位改善のための企画を立て、勧告を行なうために、公務、教育、雇用、地域開発、その他公的生活の種々の面に経験ある男女指導者よりなる婦人の地位国内委員会を任命することの価値に注意を喚起する。

（註）第135-137節参照

VI

地域経済委員会事業への婦人の参加（註）

経済社会理事会は、

後進国の経済的、社会的進歩に婦人の貢献が求められていることにかんがみ、地域経済委員会の諸種委員会に代表、アドバイザー、もしくは専門家として婦人を指名することにより、拡大する経済の必要に適合した法律の作成をはじめ、開発に関する研究および計画の立案に婦人の参加を可能にすることが望ましいことに、国連地域経済委員会参加諸国の注意を喚起する。

（註）第142節参照

VII

婚姻の同意・婚姻の最低年令および 婚姻の登録に関する勧告案（註）

経済社会理事会は、

総会が婚姻の同意・婚姻の最低年令および婚姻の登録に関する次の勧告案を採択するよう、勧告する。

総会は、

世界人権宣言第16条の規定にしたがい、成年の男女は、婚姻し、家庭をつくる権利を有すること、成年の男女は婚姻するにあたり平等の権利を有すること、また、婚姻は配偶者となろうとする者の自由かつ完全な同意のみによつて成立することを認め、

1954年12月17日の総会決議843（IX）を想起し、

さらに、婚姻の年令、婚姻の同意および婚姻の登録について一定の規定を設けている、1956年の奴隷制度、奴隷売買および奴隷制度に類似の制度と慣行の廃止に関する補足条約第2条を想起、

また、憲章第62条第2節によつて、経済社会理事会は、すべての者の人権と基本的自由の尊重および遵守を助長するために勧告を行なうこと、また憲章第64条により、経済社会理事会は、理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置について報告を受けるため、国際連合加盟国と取りきめを行なうことができることを想起し、

I 既存の立法もしくはその他の方法によつて規定されていない場合は、加盟国はその憲法上の手続きに従い、次の諸原則を実施するために必要な立法的もしくはその他の措置をとるよう、勧告する。

(1)(a) 両当事者の完全で自由な同意のない婚姻はすべて法律上成立しないものとする。この同意は、当事者本人が、結婚式を主宰する権限ある当局および法の定める証人の前で、声に出し、公けに表明しなければならない。

(b) 上記(a)項の規定にかかわらず、権限ある当局が、特殊事情を認め、かつ当事者の一方が権限ある当局の前で法の定める方式に従いすでに同意を表明し、これを撤回していないことを認めたときは、その当事者は出頭を要しないものとする。

(2) 加盟国は、婚姻の最低年令を定める立法措置をとらねばならない。この年令以下の者の婚姻はすべて法律上成立しないものとする。ただし、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年令について特別免除を認めたときはこの限りでない。

(3) すべての婚姻は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれねばならない。

II 各加盟国は、本決議にかかる婚姻の同意、婚姻の最低年令および婚姻の登録に関する勧告を立法その他の措置を管轄する当局にできるだけ早い実施可能な時期に、できれば本勧告採択後18ヵ月以内に、提出するよう、勧告する。

III 加盟国は、本勧告にしたがい本勧告を権限ある当局に提出すべくとつた措置について、措置後なるべく早く、権限を有する当局についての詳細を付して、事務総長に通報するよう、勧告する。

IV さらに加盟国は、本勧告の取扱う問題についての自国の法律や実態の状況を3年目の終りとその後は5年ごとに事務総長に報告し、それには勧告の規定をどの程度実施したか、また実施するつもりか、および規定を適用するにはそれにどのような改修が必要であつたか、また必要となるかについてのべるよう、勧告する。

V 事務総長は、本件条約の三原則実施の方法に関する諸国政府からの報告を内容とする文書

を、婦人の地位委員会のために作成するよう、要請する。

VI 婦人の地位委員会は、本勧告にしたがつて諸国政府の提出した報告書を検討し、これに関する報告とあわせて、必要と思う勧告を、経済社会理事会に提出するよう、要請する。

(註) 第147-169節参照。

委員会報告書(註)

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会の報告書(第17回)を注目する。(E/3749)

(註) 第195節参照。

付 録

付 録 I

婦人の地位委員会第17回
会議において審議された文書一覧
一般シリーズとして出された文書

A/5153

婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法・その他の法的措置：事務総長覚書

E/CN.6/254/Add.8

結婚婦人の国籍：事務総長追加報告書

E/CN.6/360/Add.2

婦人参政権条約の加盟諸国による履行状況：事務総長追加報告書

E/CN.6/372/Add.2

委員会の事業および国際的成果総覧：事務総長追加報告書

E/CN.6/394とCorr.1

退職年金および年金受給権：ILO報告書

E/CN.6/404とAdd.1

委員会第17回会議仮議題

E/CN.6/404/Rev.1

委員会採択の議題

E/CN.6/405とAdd.1と2

「婦人の市民教育と政治教育」に関するパンフレット：改訂パンフレット草案を含む事務
総長覚書

E/CN.6/405/Add.3

「婦人の市民教育と政治教育」に関するパンフレット：財政措置に関する事務総長意見書

E/CN.6/406

非自治領における婦人の地位に関する資料：事務総長報告書

E/CN.6/407

婦人とくに関係ある1961-1962年のユネスコの活動および1963-1964

年に予定されたおもな活動：ユネスコ報告書

E/CN.6/408

農村地域における少女と婦人の教育への機会：ユネスコ報告書

E/CN.6/409

婦人の雇用問題と労働条件とくに関係あるILOの活動：ILO報告書

E/CN.6/410

退職年金および年金受給権：ILO追加報告書

E/CN.6/411

おもな専門的・技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会：事務総長報告書

E/CN.6/412

おもな職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する研究計画：ILO報告書

E/CN.6/414

婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告案：事務総長覚書

E/CN.6/415とCorr.1

婚姻解消・婚姻取消および裁判別居：事務総長報告書

E/CN.6/416-E/CN.4/834

人権の分野における助言サービス：事務総長報告書

E/CN.6/417

後進国における婦人の進歩：事務総長覚書

E/CN.6/419

全米婦人委員会の報告書

E/CN.6/420

婦人の地位に関係ある国連販売出版物：事務総長覚書

E/CN.6/421

事業計画の検討・優先事項の設定と文書作成の統制と制限：事務総長覚書

E/CN.6/422

農業における婦人の雇用と労働条件：ILO報告書

E/CN.6/CR.16

非機密通信文書リスト

ST/TAO/HR/14

家族法上の婦人の地位に関する1962年セミナー（東京、1962年5月8日から21日まで。）

限定シリーズとして出された文書

E/CN.6/L.362

事業組織：議長覚書

E/CN.6/L.363

婦人の政治的権利——ソ連：決議案

E/CN.6/L.364

婦人の政治的権利——インドネシア、フィリピン、アラブ連合、米国：決議案

E/CN.6/L.365

婦人の政治的権利——ポーランド：決議案

E/CN.6/L.365/Rev.1

婦人の政治的権利——アルゼンティン、オーストラリア、コロンビア、インドネシア、メキシコ、ペルー、ポーランド、アラブ連合、米国：改訂決議案

E/CN.6/L.366

婦人の政治的権利——チェコスロヴァキア：決議案

E/CN.6/L.367

婦人の教育への機会——英国：決議案

E/CN.6/L.367/Rev.1

婦人の教育への機会——ペルーおよび英国：改訂決議案

E/CN.6/L.368

婦人の教育への機会——コロンビア、オランダ、シエラ・レオネおよび米国：決議案

E/CN.6/L.368/Rev.1

婦人の教育への機会——コロンビア、オランダ、シエラ・レオネおよび米国：改訂決議案

E/CN.6/L.369

婦人の教育への機会——メキシコ、オランダ、フィリピンおよび英国：決議案

E/CN.6/L.370

婦人の教育への機会——ソ連：文書 E/CN.6/L.368 の修正案

E/CN.6/L.371

婦人の教育への機会——ソ連：文書 E/CN.6/L.369 の修正案

E/CN.6/L.372

婦人の政治的権利——米国：文書 E/CN.6/L.366 の修正案

E/CN.6/L.373

婦人の経済的権利と経済的機会——オーストラリアおよび米国：決議案

E/CN.6/L.374

婦人の経済的権利と経済的機会——フランス：文書 E/CN.6/L.373 の修正案

E/CN.6/L.375

婦人の経済的権利と経済的機会——シエラ・レオネおよびソ連：決議案

E/CN.6/L.376

婦人の経済的権利と経済的機会——フランスおよび英国：決議案

E/CN.6/L.377

婦人の経済的権利と経済的機会——英国：文書 E/CN.6/L.375 の修正案

E/CN.6/L.378

婦人の経済的権利と経済的機会——ソ連：文書 E/CN.6/L.376 の修正案

E/CN.6/L.379

婦人の経済的権利と経済的機会——コロンビアおよびスペイン：文書 E/CN.6/L.376 の修正案

E/CN.6/L.380

婦人の教育への機会：第395次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.381

婦人の教育への機会：第369次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.382

婦人の政治的権利：第398次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.383

婦人の経済的権利と経済的機会：第398次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.384

婦人の経済的権利と経済的機会：第400次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.385 と Add. 1-8

経済社会理事会に提出する婦人の地位委員会第17回会議報告書草案

E/CN.6/L.386

婦人の経済的権利と経済的機会：退職年金および年金受給権：第402次会議において設置された小委員会報告書

E/CN.6/L.387

後進国における婦人の進歩——オーストラリアおよび米国：決議案

E/CN.6/L.388

人権の分野における助言サービス——インドネシア、日本、ペルー、フィリピンおよび米国：決議案

E/CN.6/L.389

人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助——フランスおよびポーランド：決議案

E/CN.6/L.390

婦人の政治的権利：婦人の市民教育と政治教育に関するパンフレット：作業部会報告書

E/CN.6/L.391

婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する勧告案——英国：決議案

E/CN.6/L.392

婦人の地位に関する通信文書：通信委員会の報告書

E/CN.6/L.393

事業計画の検討と優先審議事項の設定：事務総長覚書

E/CN.6/L.394

婦人の地位委員会第18回会議の開催場所：アルゼンティン、オーストラリア、中国、コロンビア、チェコスロヴァキア、フィンランド、フランス、ガーナ、インドネシア、日本、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラ・レオネ、スペイン、ソ連、アラブ連合、英国および米国：決議案

NGOシリーズとして出された文書

E/CN.6/NGO/130

私法上の婦人の地位：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/131

人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/132

私法上の婦人の地位：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/133

婦人の教育への機会：婦人の経済的権利と経済的機会；人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助；私法上の婦人の地位：国際有識婦人クラブ連合会の意見書

E/CN.6/NGO/134

婦人の政治的権利：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/135

婦人の教育への機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/136

婦人の経済的権利と経済的機会：国際大家婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/137

婦人の経済的権利と経済的機会：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/138

婦人の経済的権利と経済的機会：国際自由労連の意見書

E/CN.6/NGO/139

私法上の婦人の地位；婦人の経済的権利と経済的機会；人権の分野における助言サービスおよび後進国における婦人の進歩のための国連援助：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/140

婦人の政治的権利：国際自由労連の意見書

E/CN.6/NGO/141

婦人の経済的権利と経済的機会：国際キリスト教労連の意見書

E/CN.6/NGO/142

婦人の経済的権利と経済的機会：聖ジョン国際連盟の意見書

婦人の地位委員会第17回会議

で行なわれた決定の財政措置

1. 委員会は決議3 (XV I I) (本報告書第2章参照)により、事務総長に対し、「婦人の市民教育および政治教育」のパンフレット文案を検討してその改訂の全般的指針を示すために委員会が設置した作業部会の勧告に基づいてパンフレットを書き改めること、およびこの改訂草案を委員会委員、専門機関および第17回会議に出席した諮問的地位にある民間団体に回付して意見を求め、1963年末までに提出された意見を、最終文案を作成するにあたって考慮にいれることを、要請している。
2. 委員会はまた、経済社会理事会が事務総長に対し、1964年中にこのパンフレットを作成し、英語・フランス語およびスペイン語で広く配布する準備をととのえるよう要請し、また、加盟国がこのパンフレットを自国語に翻訳する措置をとるよう要請すべく勧告している (第14章、決議案Ⅱ参照)。
3. 事務総長は、委員会委員、専門機関および民間団体から寄せられた意見に照らしてパンフレットを書き改める仕事は、現予算の範囲内で行なう考えである。
4. 第15回および第17回婦人の地位委員会における討論の模様よりすれば、このパンフレットについては、通常のこの種研究報告書類よりは幾分広範な配布が考えられていると思われるので、事務総長は3カ国語での発行部数を普通よりやや多めとするよう手配するであろう。最終文案が第17回婦人の地位委員会に文書号CN.6/405とAdd.1-2として提出された草案とほぼ同じ長さになると推定して印刷総経費は3,000ドルと見積られる (英語: 6,000部——1,200ドル、フランス語: 2,000部——900ドル、スペイン語: 2,000部——900ドル)。
5. 事務総長はこの経費を1964年の予算原案に計上し、1964年に配布すべく印刷物を間に合わせるよう手配する考えである。
6. パンフレット改訂版を広く配布するために、事務総長はパンフレットの広報には、現在ある国連広報センターの組織を活用し、また経済社会理事会と関係をもつ民間団体の協力を求めるであろう。

国連婦人の地位委員会
第17回会議報告書

昭和38年12月1日

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都文京区富坂2の14

興商會

電話 (812) 0701 6685